

# 第77回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成29年6月8日(木曜日)

出席議員  (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
職員職氏名	書記	高橋真弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。皆様には、おそろいでご出席を賜りまことに御苦労さまです。

昨日から梅雨入りということで、水不足をやや心配していたのですが、これで、ちょっと一息つけるかなと思っております。

なお、6月からクールビズ、いわゆるエコスタイルの完全移行ということで、佐用チャンネル等、傍聴者の皆様には、全員ノーネクタイで臨んでいることをお断りしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただくようお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、一般質問であります。

このたび8名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに7番、岡本義次君の発言を許可します。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。

5月に入り、爽やかな五月晴れの日が続くのかと思いましたが、30度を超す東南アジアのように、日本でもバナナやマンゴーが外でとれるようになるのじゃないかと思わせるころが続きました。

しかし、梅雨に入りますと、朝晩、ちょっと肌寒いような日もあります。雨も降り、今、田植え、7、8分終わったんじゃないかと思いますが、一部、まだ残っているところがあります。

大きな台風や豪雨がなく、秋にはたわわに実るよう願っておるところでございます。

本日は、3件の一般質問をさせていただきたいと思っております。

1件については、職員の人事評価制度を給与等にいつから反映させるのか。これは、この席からとさせていただきます。

2点目の森林組合の組合長の選任についてと、国道179号線上上月地区騒音振動については、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、本題に入ります。

人事評価制度を試行的にやっていると聞きましたが、事実、よいことや町の発展に寄与した場合は、給料やボーナスの割増しの抜擢があったのでしょうか。

また、反対に町の名誉や損害を与えた時には減額等があったのでしょうか。それらが、いつから、もしなければ、いつから反映させるのでしょうか。

昨年、議会ごとに交通事故の報告がありました。全て加害者の報告でありました。多くの議員から、どうなっておるのだという声が上がりました。

公用車が前の車、停車している車2台に追突し、公用車も全損し、職員のけががなかったのが何よりでございますが、それらの損害金額でも相当かかっておると思いますが、これまでの事故に係る損害についても、職員の処分をしてないので今回もしませんと、全員協議会で町長が話をされました。

頑張れば給与等の増にもつながり、損害を与えたり、町の名誉を帰するようなことがあれば、当然、処分をされるのが、民間であれば当然です。

民間じゃないのですが、ほかの役場でも、そういう制度を多分とっておるのじゃないかと思いますが、職員の場合は、よくても悪くても何もなければ、事なかれ主義となりませんか。そこらへんについて、今日は、伺っていきたいと思います。

この場からの質問とさせていただきます。

議長（岡本安夫君）            はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）            皆様、改めまして、おはようございます。早朝からそれぞれ御苦労さまです。

6月に入って、田植えも、それぞれ順調に進んでいるようです。蛍もあちこち飛び交っておりますし、この土曜からは、西新宿の菖蒲園、また、大垣内のアジサイ園もそれぞれまた、花が咲いて、開園されるということも聞いております。

昨日、かなり雨降りましたが、今朝方には、こうして上がりましたが、気象庁の発表では、梅雨入りということが発表をされました。これから、梅雨明けまで1カ月余りうとうとジメジメした天気が続くのではないかと思いますけれども、それぞれ体調に十分気をつけていただいて、元気に、この梅雨を乗り切っていただければと思います。

今日、明日にかけて一般質問として、8名の議員の方から質問の通告をお受けしております。それぞれ、また、私のほうからできる限りの答弁をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、岡本議員からのご質問であります1点目の職員の人事評価制度についてであります。

職員の人事評価制度を給与等にいつから反映させるのかということでございますが、人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正により平成28年4月1日から施行され、佐用町におきましても、平成27年度に試行的に実施をし、平成28年度から本格的に実施をいたしております。

人事評価制度とは、人と差をつけるための手段ではなくて、人材育成のためであるとの認識をもとに、次の6つの概念をもとに構成を組んでおります。

まず、1点目に公正な評価システムの導入による職員の士気の向上。2点目に本人の意欲の尊重、チャレンジ精神の向上。3点目に上司、部下のコミュニケーションの円滑化。4点目に、職場における目標の共有化、連携体制の強化。5点目に管理職の指導育成力、職場の人材マネジメントの充実。最後6点目として職員の意識、行動様式の変革、望ましい公務員像の充実でございます。

また、評価の方法といたしましては、能力評価と業績評価の2本立てで、職・階層、それぞれのキャリア・ステージに応じた基準による評価を行っています。能力評価においては、潜在的な能力を評価するのではなく、職務を遂行する中でその職員がどのような行動

をとったかをもとに評価をいたします。業績評価は、1年間の自分の目標を立てて、その達成度を評価いたします。

以上の内容を踏まえたうえで、岡本議員の個々のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、業績を上げた職員に給与やボーナスの割増しの抜擢はあったのかということですが、現在は評価を行う者の評価の公平性が担保されるよう評価の判断基準の平準化、標準化を行っている段階でありますので、給与やボーナスへの反映は行っておりません。また、反対に町の名誉や損害を与えた時に、減額はあったのかということについてですが、同様にこの人事評価の中では行っておりませんが、ただし、このことにつきましては、人事評価制度とは別に、職員が行った行為が地方公務員法第29条第1項に基づく違反行為であった場合は、当然懲戒処分となりますので、佐用町職員の懲戒処分に関する規程により、その内容によって、給与、勤勉手当の減額等行うことがございます。

また、人事評価制度をいつから給与に反映させるのかということについてですが、このことにつきましては、各職種、役職、職員団体の代表で構成した人事評価導入プロジェクト会議により、いつから、どのような方法で反映させるか、職員の意見も聞きながら実施をしたいと考えております。現在のところ、平成30年6月の勤勉手当へ反映させることを目標に検討しているところでございます。

次に、公用車による事故についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、相手も、職員も怪我がなく何よりであったわけでありまして、ご指摘の事故につきましても、事故後の対応力、責任感という面での人事評価の項目でありまして、責任感という面では人事評価の項目でありまして、懲戒処分を受けるかどうか、するかどうかということは、別の規程を設けております。

物損事故であれば、懲戒処分はしないということではなくて、職員が行った行為、動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、等々を考慮して町の規程に照らしながら処分を考えるということでございます。

また、今年度の当初予算におきましても、研修委託料で、安全運転講習の予算も認めていただきました。早速先月末に、一般社団法人日本自動車連盟兵庫支部により安全運転講習会を開催し、職員71名に受講させたところであります。今後も引き続き開催し、全職員が受講できるように考えております。

この今回の追突事故についても、これまで処分をしなかったからしないというようなことを、私は、議会で申し上げたことはありません。これまでも、事故によって、内容によっては、当然、処分をいたしております。それが、規程に照らし合わせて処分をするまでに至らない、そういう事故であるということで、処分はしていないということを申し上げたところであります。

最後に頑張れば給与等の増につながり、損害を与えれば、何らかの処分をされるのが民間であれば当然であります。職員の場合は、よくても、悪くても何もなければ、事なかれ主義になりませんかということについてであります。ご指摘のとおり、やるべきことをやり、やってはいけないことをしないということでございます。公務員につきましても民間と同様に規程に従い処分は決められるものであり、また、現段階において、職務上の実績は、人事評価に基づいて勤勉手当に、今後、反映させたいと考えております。

今後におきましても、ただ職員的能力を評価するだけのものではなく、自己を振り返る機会を与え、やる気を増進させ、主体的な能力開発を行っていくことで、職員一人一人が業務遂行意欲を向上させて、住民サービスの向上につながるよう職員の人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、この場でのこの件に対する答弁とさせていただきます。

いただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、再質問、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、町長から説明がございましたけれど、平成30年度から、そういうふうに取り入れを考えておると。しかし、28年度から、もう始まっておるわけでございます。過去に、マックスバリュのところで赤信号無視して、対向車と正面衝突して、相手がひっくりかえって下敷きになったような事故もありましたし、テクノで時間外とはいえ、おばあさんをはねて亡くさせたり、そういうようなこともありました。

事実、昨年、小さな事故であったとはいえ、交通事故が議会ごとに町長からの、こういう事故がありましたということで報告があったわけでありまして。

そして、私が、ここに書かせてもらっておる分につきましては、相手の2台の車に玉つきで、やっぱりこういうことは、普通の会社であれば、横向いてぶち当てたということであれば、業務上過失致死ということで、当然、なるわけでございます。ですから、2台に100万円近くの罰金を払い、そしてまた、役場の車を全損させてたということは、約200万円近い金も要っているわけでございます。

ですから、そういうようなことを、全員協議会の中で、今まで、ほかの分でやりましたと、町長、今、おっしゃいましたけれど、そういうことでは、私たちは、ちょっと、おかしいんじゃないかと疑問を投げざるを得ません。

ですから、当然、28年度から、そういうことをやっておる以上、私は、今、言いましたように、相手も、本人も人身事故がなかったのが何よりでございますが、物損で、それだけの事故があつたら、次々、4件、5件あつた場合、そういう人身にもつながってくると、このように思います。

ですから、そういうようなことも含めて、再度、やはりちょっと、町民の方も、こういうような話を聞かれると、何も、ほかのことでやったということでございますが、そのやつたということは、どういうことをやられたのでしょうか。伺います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 交通事故は、これは車を運転して、こういう社会の中で誰も、これは職員だけではなくて、私個人にしてもそうですし、事故を起こす可能性は、当然、あります。

ですから、その事故の内容によって、交通違反として、これは行政処分もされるわけですね。

ただ、その事故が、まずは一番大きく処分される基準は、人身事故であるか、例えば、死亡事故等の大きな大事故であるか。また、入院するような事故であるか。また、物損だけ、対だけの事故であるか、それによって、そういう処分の基準もいろいろと違うわけですね。

だから、民間であれば、今回のような事故であれば、処分をされるとおっしゃりませうけれども、じゃあ、どのような処分がされているのか。私は、こういう事故のために、1つは金銭的な問題については、保険というものに、この時代の中では、みんな入っているわ

けです。ですから、これで、保険で、お金で、全て解決ができるということではなくて、これを使えばいいということでは、決してないのですけれども、しかし、事故が起きた以上は、町としても、そうした保険で処理をさせていただくということです。

ですから、今回の事故においては、物損事故という中で、そうした行政処分においても、町が懲戒処分をする基準にまで至らなかったということでもあります。

以前に、報告申し上げたことは、私は、岡本議員も十分ご存じだと思うのですけれども、町職員が死亡事故を起こしたことがあります。それから、同じような追突事故で人身事故を起こしたところもあります。それについては、懲戒処分を行っております。

ですから、そういう形で、やはり職員にも、そういう事故を、決して、100パーセント起きないようにと言っても、これは誰も、そのことはわからない。しかし、それを起こさないように注意をすることは、先ほど申し上げましたように、そのたびに注意喚起もしておりますし、また、こうした講習会もさらに行って安全運転に努めるようにもしております。

町内にも職員も一般職員、また、嘱託職員、臨時職員含めると、やはり500名近い職員が毎日いろんな仕事で、いろんな形で車も運転をしております。そういう中で、こうした事故が起きる可能性、これは民間にあっても、個人にあっても同じだと思うのですよね。

だから、そういう中で、起きた以上は、きちっとこれを補償したりして対応するという、このことも、やっぱりこれは必要でありますし、起こした職員も自分自身が起こした事故でありますから、これの相手方に対しての誠意ある対応をする。このことも、当然、重要なことです。そういうことも含めて、今後、人事評価等についても評価をしていくという、これは職員ということだけではなくて、人間としての、またこれは当然の義務であろうかと思えます。そのような対応をさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、町長が答弁されましたけれど、私は、やっぱり、それは車社会になっておりまして、誰でも受けたり、また、そういうような事故があるやわかりません。

しかし、こうやってやった以上は、前にも副町長が申されましたけれど、保険で入っておるので、その保険でも、やっぱり税金から出てるのですよ。ですから、皆さんは、その保険で払ったからいいという感触はやめてもらいたいと思えます。

ですから、そういう中でも、やはり当然、そういう事故が起きた場合は、その1つの中で、取り入れて、人身事故だけじゃなくても、物損でも当然、それだけの被害があった場合は、こういう人事評価制度の中で、勤勉手当なり、そのボーナスの中ででも反映させていかないと、私は、次、また、去年起きた事故でも被害者じゃないのですよ。全部加害者だったでしょう。役場の職員が。小さな事故であったけれどね。

ですから、そこらへんに、やっぱり、そういう気をつけてやっていかんと大被害につながっていくと、このように思うのです。

ハインリッヒの法則でありますように、小さなことがあったら、また、そういう要素が含んでおりますので、ですから、当然、そのことも完備してもらって取り入れて、メリハリをつけてもらいたいと思えます。

商工観光課長も、この間、神戸新聞に載っておったと思えます。福崎町の職員が、池に児童を備えつけたら、観光客が1.7倍に増えて、そういうようなことを言っています。

ですから、そういうようなことを1つとっても、やっぱりいいことを常に佐用の町がど

うしたらよくなるかということを考えたりしておけば、一般業務をやりながらでも、どうしたら特産物ができるのか。どうしたら町がよくなるのかということのを常に考えて、頑張っていたらいいかと、このように思います。

先だって、上月支所では、みんな時間外においてロータリーの（聴取不能）の雑草をとったり熱心にされておりました。事実、私も確認しておりますので、そういうようなことで頑張っている部分もありますけれど、こうやって、ややもすると1つの事故から連鎖反応じゃないですけど、そういう人身事故につながっていくという1つの大きな要素を含んでおりますので、今後、やっぱり、そういう勤勉手当に28年度から、もうやっておるのですから、30年度からやるというのじゃなくて、もうやらんとあかんと、このように私は思います。

民間だけじゃなくって、ほかの役所でも、また、そういうNTTなりJRなり、それから、ほかのところで当然、そういう制度は、ちゃんと取り入れられてやっておりますので、そこらへんについては、ひとつお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、いろいろとお話ありましたけれども、その中で2点ほど訂正していただきたいと思っておりますのでけれども、少なくとも私も保険で払うからいいのだという事は、いっぺんも言っていませんし、先ほども保険では、実際に幾ら、どういうお金で、これを処理するのか、そういう言われれば、当然、保険というものに入って、保険で処理できることは保険でやっていますと、そういうことは申し上げています。副長もそういう答弁をさせていただきます。ただ、それで事が終わるのだということは、申し上げておりません。

それから、上月の支所の職員が、そうした外で雑草をとったり、そういうことを職員も頑張っていると、今、おっしゃいましたけれども、それは上月の支所もしていますけれども、全職員が、そのことを6月1日に、みんな出て時間外でやっております。私も出て、外の木を切って、剪定をして、そういう作業もしておりますので、そういうふうに職員も一生懸命頑張っているということ、これは認めていただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） いや、私は、全部の職場をずっと見て回ったわけじゃないので、たまたま、その金曜日の日に上月の駅へ買い物に行った時に、偶然、そうやってみんな頑張っている姿を拝見させてもらったので、ですから、今、町長おっしゃったように、全職場で、そういうようなことをやったということは、大変、町民から見たら、役場の職員も頑張ってくれておるのやなということで、いいことだと思います。

それから、今の保険のことで、町長が私が言われたと言いません。前に一度、私は、副町長が、私はこれもやっぱり言うた時に、いや、これ保険入っていますからという答弁があったのですよ。前、調べてもらったらわかると思う。ですから、私は、その保険でも、やっぱり税金で入っておるのやろということをおっしゃるのですよ。

ですから、間違いというのは、間違いです。

このことについて、ですから、やっぱり、そういう頑張れば、やはりその勤勉手当にも反映させ、そしてさらに頑張ってみようという、いわゆる気持ちを持ってもらうと。そして、そういう業務上過失致死であったとしても、役場の佐用町や、名を辱めたり、また、損害を与えた場合は、当然、そういう勤勉手当に反映させていただくように、平成 30 年と言わずに 29 年度でもやってくださいということで、この質問については、以上といたします。

それでは、

[副町長 挙手]

議長（岡本安夫君）                    ちょっと、まって、副町長。

副町長（坪内頼男君）                繰り返すことはないと思うのです。町長は、そういうように説明されたので。

私も過去の答弁で、はっきりとは覚えていませんけれども、私の中でも保険で賄えるからいいという、そういう認識は全くありません。

町長が言われたように、何で、そういった補償をするのか。賠償をするのか。それは、町の入っている保険だという、そういう考えは持っております。だけど、保険で入っているから、そういった事故については、いいのだというような、そういった認識は全くありません。

それともう 1 点、この機会にお話ししたいことは、懲戒処分という、いろんな処分があります。これは、公務員は、案外そういうように、ちょっと軽くというのですか、認識されている部分があるとは思いますが、非常に厳しいものがあります。地方公務員法で規定されて、その中で、個々の条例とか要綱で規定されます。そうした処分をされた者は、その処分によって、例えば、給与が下がるとか、そういったものについては、その職員が退職するまで影響というものを抱えて勤めるということになります。それだけ、厳しい中で、やはりきっちりと法律やそういうものに定められた中で処分については、厳正に対処をしていくと、そういうことは、求められているということもご認識いただきたいと思います。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君）                    はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君）                    今、副町長、おっしゃったけれど、それは当然のことでございます。

そういう頭の認識が、自分は思っていないと言われましたけれど、事実、私が、この前問うた時に、これは保険で出ますという言い方されたので、ですから、やっぱり、そういうある程度緩さいうのか。ぬるさいうのがあるのじゃないかという気がした次第でございます。

ですから、当然、役場の職員だけじゃなくて、県でも国でも、私たち勤めておった J R でも、4 号俵もらえるやつが、そういう事故を起こしたためにに 3 号俵になった場合は、一生それがついて回るわけですからね、それは十分、私も本社において、そういう仕事もやってきたので、認識はしております。

ですから、やはりメリハリをきかして役場の職員が頑張ることによって佐用の町や村や集落もよくなっていくのですから、頑張っていたきたい。このように思います。

ですから、そういう町の発展については、町長のそういう力、そして、役場の職員の力にかかっておる。このように思っております。よくなるも悪くなるも役場の人が頑張っていて、また、私たちも、それを補佐することによって、さらによい町や集落になっていってくれたらと思っております。

この件につきましては、以上でございます。

それでは、2点目に入らせてもらいます。

森林組合の組合長の選任についてということで、森林のことで手入れをやっていかないと、豪雨時に全国あちら、こちらで山が崩落して、堤防を切り、家屋が浸水し、多くの被害が出ております。

佐用も7年前に、8年になるかもわかりませんが、20人からの生命を奪い、多くの家屋が浸水し、多大な被害がございました。

佐用においてもいち早く550億円というような、莫大な費用をかけて河川改修がなされました。

今後、植林をした木材が本格的な伐採期を迎えようとしておりますが、兼務されている町長は公務多忙であるため、専任の組合長を置き、山の手入れを本格的に、伐採だけじゃなくって、後の植林も含めてやっていかないとと思いますが、いかがでしょうか。

組合総会において、前には我々のところに事業計画いうのか、今年は、こういうところを伐採したり、こういうことをやるという情報も入ってございましたけれど、今、全然、そういう情報も末端まで届いておりません。佐用の方も、今、全然、そういうようなことが耳に聞こえてこない、その伝達方法、周知の方法は、どうなっておるのでしょうか。そのことについて伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問でございます森林組合についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、組合長の選任ということについてでございますが、私が、今、森林組合長を兼務していることにつきましては、以前から専任の組合長を置くべきだという趣旨で議会の中でも言われていたところであります。

私も、そういうふうに言われますように、町長としての公務、いろんな公務忙しい中、仕事量を、これを減らすためにも、私にかわる組合長を選任できたらというふうに思っているところであります。

ただ、今のままで、私にかわる常勤の組合長を選任し置いたとしても、なかなか組合の事業量、また、経営ですね、これを拡大をすること、このことは、今も既にかなりやっていますから、難しいのではないのではないかなというふうにも思いますし、反面、専任の組合長を置けば、当然、無報酬というわけにはまいりません。少なくとも、他の組合を見ますと、400万円、500万円の報酬というものも、当然、支払わなければならないわけがあります。

その利益を、今の現在の森林組合の経営の中で生み出すことができるかどうか。生み出すように組合長がやればいいわけですがけれども、しかし、全体の今の森林組合を取り巻く状況、環境を見た中で、それも非常に厳しい状況があるということ、その点を、理解を頂いた上で、それぞれお話をいただきたいなというふうに思います。

組合のこれまでの経緯と、運営、また、経営状況について少しお話をさせていただきます

と思います、合併する以前は、各町に森林組合があったわけでありまして。

ただ、組合の選任の職員というのは、1、2名が職員として組合職員としていただけて、町の森林行政と一緒に活動をして、その組合長も、それぞれの町の町長が兼職をしていたということでございます。

この森林組合4組合が合併して、佐用郡森林組合となったわけでありまして、しかし、合併しても、ただ、少し組織が大きくなったというだけで、当然、業務の内容につきましては、公社や公団、また、町行造林と言われるような機関造林、こういう業務を主な仕事として行っており、機関造林ということでもありますから、毎年、ある程度、計画的に決まった仕事が与えられて、その仕事をこなすことによって、その仕事による利益、これによって運営を、そういう手数料をとった中で運営をしてきたところでありまして、組合員であります、それぞれの山主ですね、個人の森林、山を管理をし、また、伐採をして出荷をする、こうした本来の組合としての仕事というのは、ほとんどできていなかったというのが実態であります。

そういう中で、今、お話のように、植林した森林が40年、50年になってきて、これが大きな災害を起こす1つの要因となったということで、この対策として森林の間伐、その間伐を公的資金を導入して間伐を進めるということ、これは兵庫県も非常に力を入れていただきましたし、これは全国的な国としても、そうした制度がつくられて、それが森林組合の事業として、間伐に取り組んできたわけです。

ただ、その間伐についても、4、5年前から切り捨て間伐ではなくて、利用間伐、資源として活用をしなければならない。そうしないと補助金が出ないということ。その間伐を行うに当たっても、経営計画というものをつくって、1つの団地化をして効率的な形で、計画的に、この間伐事業をやっていかなければならない。そういう制度になったところでありまして、そういう中で、私が組合長として、町の森林行政と一体となって経営計画をつくり、また、団地化をし、そして森林組合が、その施業を行っていくという形、こういう形をとっているところであります。

一体的に、そうした形で、町行政と、町の森林行政と一体的に森林の施業、管理を行っていかねば、なかなか森林組合の今の体制だけでは、それが実際には十分に事業を推進していくことが非常に難しい状況にあります。

そのために、私も当然、組合長といっても非常勤で組合をみているわけでありまして。実際の組合、現場として責任ある体制をつくらなきゃいけないということで、町職員のOBで森林行政、事業にも今まで経験をし、十分そうした事業の運営においても詳しい人物を嘱託職員として組合に採用して、その職員とこれまでの職員が一緒になって、今、事業拡大をしてきております。

議会にも、いろいろお願いをして、高性能の林業機械の導入等も行っており、組合、事業の拡大と効率化、こういうことに、今、取り組んでいる最中であるという、そういう現況でございます。

ちなみに、組合として、これまで市場のほうに、木材を利用間伐した中で、利用できる材木として出荷をした量は、平成24年度から本格的に出荷しております。それまでは、ほとんど、そういう出荷ということはしていないのですね。

私が組合長になって、そういう制度になった中で出荷をしたのが、初年度が2,000トン。それから、25年に5,000トン。また、26年、27年、この時から、いわゆるバイオマス燃料というものも出荷をするという形が県森連の中で制度がつくられまして、佐用郡森林組合も、それに取り組んでまいりました。

そういうものも含めると、26年、27年度は6,000トン余り出荷をしておりますし、今年度といたしますか、今、まだ6月までが年度ですから、全て決算しておりませんけれど

も、この28年度におきましては、8,300トンぐらいを確保できるのではないかということで、こうして森林組合の作業員の若い作業員を採用したり、また、高性能の機械を入れたり、そうした作業効率も上げて、事業量も拡大し、また、町の農林振興課との連携の中で、そうした経営計画、そして施業を行っていきける団地というのを順次計画的につくって行って、年々出荷量を増やしてきている。この利用間伐と市場へ出荷するこの材木、出荷をして、それによる手数料を組合がいただくと、こういう形で、今、何とか経営の安定化と、それ以前に佐用町の森林の施業、管理を行っていくということで、組合としての責任を果たしていきたいということを、今、取り組んでいるところです。

ただ、非常にこれだけの量が出荷をできるまでになっているのですけれども、利益という点について、なかなか、今、木材が非常にずっと安い状態です。さらに今、立米1万円を切るような、そういう状況が当然続いておりますし、これからも木材の価格というのは、当面、こういう価格になってしまうのだろうと思います。

そうなりますと、利益を出していくということ、これは非常に厳しいのですね。今年度の28年度、6月で決算しますけれども、何とか黒字、以前は、大赤字を出している時もありましたし、昨年も若干の黒字は、当然、出しました。今年度で、大体300万円余り、何とか利益が確保できたらなというぐらいな経営です。

そういう中で、これからも、そういう経営状況が続くという中で、今のところあえて、私が組合長を兼務しているという、そういう状況にあるということ、この点を、まず、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の組合総会において、以前には、我々にも連絡があり、今年の方針などを聞かせてもらっていたが、今は、どうなっているのか。また、方針の周知方法はどうなっているかということではございますが、森林組合は、ご存じのように、森林組合法に基づき設立される森林所有者の協同組合であり法人でございます。その中心的な役割を果たす役員として理事及び監事が組合の中から選出をされて、理事の中から代表理事組合長が選ばれるという、それが、たまたま今、私が組合長に選出されて、選ばれているという形になっております。

組合の運営方針等については、年に一度林業総代が一堂に会する森林組合総会において審議、議決をされておりますし、その総会をもって関係者への運営方針が周知されるというふうに認識をいたしております。

町では、林務行政において郡森林組合と深く連携を保ち森林整備計画等を進めております。議会においても、私がこうして、今、町長を務めながら兼務をしているという、そういう状況の中で森林行政に関する、いろいろな報告の中で、組合の運営状況等を報告もさせていただいているというつもりです。

ただ、議会議員への、そうした連絡調整という、連絡等、また、郡森林組合の運営方針の中で、そうした議員の皆さんにお願いをすること、これは今、私がそういう中でやっておりますけれども、町長でない誰かが組合長になれば、それは、それでまた、皆さんにお願いをするという形をとるといふ部分もあると思いますが、これは運営方針の中で必要に応じてなされるものだというふうに考えます。

また、これまではあつたというふうに、今、岡本議員はお話でありましたが、森林組合の中で確認させていただきましたところ、私もそんな森林組合として議会議員の皆さんへの運営方針等の連絡について、町合併前も、以前もですね、合併後も、これは、そういうことはあえてしていなかったというふうに思いますし、独立した法人ですから、そのことが特に義務づけられているということでは、当然ございません。

逆に今、私がそうした組合長をしておりますから、かなり、そういう面では、今日も答弁させていただいたように、かなり組合の内容等を、かなりそのへんは詳しく、こうして

説明できる今状況にあるのではないかなというふうに思います。

そういう答弁をさせていただいて、この場でのお答えとさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 国が山の崩落が温暖化のせいかどうか、各地で起こって、九州や和歌山や被害、佐用から後へでもたくさん出てきて、被害を受けています。

ですから、住民税上乘せして、山の手入れをやりだすということで、国がやっと、兵庫県は県民緑税を12年前からつくっていただいて、そうやって今は持ち出さんとあかんと。山に放置しておけば、豪雨があった時に流れ出て、河川に流れ、そして、円光寺の戦橋に引っかかって、そして堤防を2回も切ったり、そういうようなことありましたので、また、戦橋を高く、そういう橋脚を高くしていただいたりしたわけでございますけれど、そして、今は、山に放置しておくのじゃなくって、持ち出すということで、そして、日本海水なんか、その持ち出したやつを、チップにすることによって、また、そういう発電をしていくという方向で、今、動いておるわけでございます。

ですから、やはり山で伐採しても、その木が最後まで使われて資源になっていくということは、大変いいことだと思います。

ですから、そういうことを思った時に、そして、そういう杉やヒノキの場合は、年がら年中日が差し込まなくて、落葉樹と違って雨が降れば、下の土砂を流して、ばたことか下の支えておる草木がありませんので、ですから土砂が流れて、風で揺ると、上から崩落して、そういう事故が起きるといことがありますので、その森林の伐採した後は、やっぱり混合林で落葉樹にすることによって、檜とか、そういうようなドングリの実がなる木を植えておけば、根をしっかりと張って、そして、そういう冬に葉が落ちて日が差し込んで、下にばたことか、小さな笹とか木が育つことによって、山の崩落を防いでくれると思いますが、その伐採した後には、そういう混合林的な感じで植林はなされておるのでしょうか。そこらへんは、どんなんでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、岡本議員がお話のこと、言われた状況については、もう以前から、そういう問題があるから、何とか公的な公費まで投入しながら森林を管理して、何とか災害に強い森をつくらなきゃいけないということで、県民緑税、そして今回、国においてもようやく、こういう今まで、そうした環境税というものを、まだ、最終的に決まっていませんけど、そういう方向になったわけです。

ただ、今、実際にそういう財源を活用しながら、間伐施業を行っているのは、間伐ということでやっているわけです。ですから、当然、これから、もう植林してから60年、70年、完全な伐期が来て、間伐だけでは済まない、皆伐ということで全て木を伐採すれば、一番効率的に出荷もできるのですけれども、そういう皆伐をすれば、その後を、今度、じゃあ何を植林するか。こういう問題が必ず出てきますし、それをやっていく必要も出てくるわけですけれども、今は、これはずっと前から皆さんにも説明させていただいたとおり間伐ですから3分の1とか、今のして、下に光が入るように、木が1本1本が、しっかりと

とまた大きくなるように、そうした下草が、また生えるようにというようなことをやっているのであって、また、次に植林をしていくというようなこと、ここまでは、当然、まだできておりません。

それと、また、そうした新たな植林をするに当たっても、今、ご存じのように鹿の被害、これがありますから、特に混合林とか、理想的に言えば、そういう形で幾らでも考えられるのですけれども、現実として、特に、杉やヒノキでも鹿なんか食べてしまうように、そこに広葉樹なんかを植えれば、今、広葉樹の芽が出たものでも全部食べてしまうのですから、なかなか、そういう難しい点があるという、このことは十分ご認識いただきたいと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 私ども、山も持っておりますし、そういう植えた後、鹿が葉っぱ出たやつを食べてしまうということで、育たないということを十分認識はしております。そういう難しい面もあるでしょうけれど、やはりそれらを鹿が食べないように、鹿を減らすと同時に、また、それら周りを囲んで、その木が、ある程度、鹿の首届かないようになるまでは、囲んでやっていかないとだめだと思います。

ですから、本読んでおったら中国のほうにも、日本から木材の出荷が大分出てきているというふうなことも聞きました。東南アジアから、どんどん輸入もしてございましたけれど、それらも山を伐採することによって、東南アジアの国々も被害を受けたりしておりますので、そういう自分とこで木材を加工したりして、さらに出荷していくということは、せんという国もありますので、ですから日本のこれだけ至る所に伐採期を迎えた植林を持っておりますので、大いにこれは宝物だと思いますので、そこらへんについては、今後、そういう後のことも落葉樹を植えることによって強い山づくりも目指して頑張っていたらと思います。

町長が兼任されておまして、400万円、500万円の経費も要らないかもわかりませんが、さらに山の重要考えた時に、そういうもっと、町長は公務多忙で何もかも目が行き届かない面もあると思いますので、そういう専任の組合長を置いてでも、ある程度、そこそこの黒字が出るような格好の中で、頑張っていたらと思います。

このことについては、終わりといいたします。

では、3件目の国道179号線、上上月地区の騒音振動について伺います。

上月駐在所付近の方から、特に夜、大きな騒音とか振動があって毎夜悩まされて困っているとのことです。特に道路上のマンホールに車輪が乗った時に、ドスンドスンと音がして振動があって、夜中目が開いたりして眠れないとのことです。

年に何基くらいを改修しておるのでしょうか。また、1基幾らぐらいかかるのでしょうか。

今年の計画はあるのか。騒音や振動の情報を佐用の役場として、どのようにつかんでおりますか。そこらへんについて、伺っていきたいと思えます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員から3点目のご質問でございます。国道179号上月地区の騒音振動についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国道、県道、町道には町民のライフラインを維持する上で必要な水道水の供給管路、下水道管路などが埋設をされております。これらの管路を維持するため、また効率的に活用するために水道仕切弁や下水マンホール、地下式消火栓等を道路上に埋設設置いたしております。

これらの数ですが、水道仕切弁が約2,500基。下水道マンホールは約8,500基。地下式消火栓は約1,200基余りあります。合わせて約1万2,200基でございます。

そのうち、国道、県道、町道に設置している基数については、それぞれ細かくはわかりませんが、ほとんどを道路上に埋設設置しておりますために、全てではございませんが、騒音や振動の当然、要因となっていることは、確かでございます。

これら全て、騒音が、振動が出ないように修繕等行うということは、これは材質も全く違いますので、これ非常に難しいわけでありますが、できる範囲内で改修、改善をしているということ、このことについてはご理解を賜りたいと思います。

年に何基改修しているかというご質問でございますが、27年度では31カ所、その部分だけではなくて、そのマンホールのぐりを補修をやり直すという形になりますので、平米数にすると579平米を修繕しております。また、金額にしては720万4,000円でございます。

28年度では50カ所、1,043平米、682万円余りを費やして修繕をいたしております。修繕の内容につきましては仕切弁、マンホール、地下式消火栓周りの高さ調整及び道路舗装の修繕で、上月駐在所付近につきましては、28年度に一応修繕はいたしております。

1基、1カ所当たり幾らぐらいかかるのかというご質問でございますが、修繕方法もいろいろあって1号工法から12号工法というところまで細かくわかれておまして、現場の舗装構成にあわせて工法を採択しておりますので、それぞれ単価が違ってまいりますが、27年度の平均で1カ所当たり、23万3,000円。28年度では13万7,000円ということに計算上はなります。

騒音や振動の情報をどの程度つかんでいるのかというご質問でございますが、自治会からの修繕要望や町民の方からの要望等があった場合には、当然、担当課で現場に出向き、できる限りのその対応をさせております。基本的には担当課職員の見回り等で把握して修繕をしているわけでありまして。

28年度で申し上げますと、自治会や個人からの要望書による修繕依頼は10件ございました。担当課職員の見回りまたは道路を管理しております建設課や県土木、そして実際にハンドルを握っておられるドライバー等からの情報により現場を確認し、把握をして、踏査して修繕を行ったところが50件ありますので、実際、要望を受けているところにつきましては、できるだけ、その対応はさせていただいているつもりです。

騒音や振動については、経年劣化によるものと、車両の速度超過によるものがありまして、ご質問のような眠れないほどの騒音等につきましては車両の速度超過、特に大型車両の速度超過による騒音が大半であるのではないかというふうに道路沿いの住民の方からも伺っておりますので、必ずしも設置状況が、すごく悪いから騒音等がそれだけ発生することではないというふうには考えます。

ただ、非常に地盤が、その舗装だけではなくて、そのあたりのかなり下までの、下層までの地盤が非常に弱いところ、これは上がある程度平であっても、当然、マンホールにしても金属です。アスファルトと金属という、その材質の違いがあつて、そこを通過すると、振動が起きるといふ、こういう、どうしても防げれないようなところもありまして、その地域の地盤等、修繕しても、すぐに陥没していくとか、段差が出るというようなこと

ろもございます。そういうこともご理解を賜りたいと思います。

最後に、今年の計画はあるのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、毎年毎年ですね、地域からも要望もいただきますが、職員も見回ったりして、劣化のしているところを優先的に早く修繕を行っておりますので、29年度も当然、修繕費用として、それぞれ予算化をさせていただいております。

騒音や振動の発生をできるだけ抑えていきたいと考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 特に、大型車両が、そのマンホールに乗った時に、一体のんじゃなくって、引っ張って行きよる車多いですね。そういうやつが特に音が大きくて、ちょっと夜でもよく目が開くと。町長や副町長や建設課長が、ちょっとうちに3日ほど泊まりに来てもらったら、一番よくわかるんじゃないかというような声も聞きました。

ですから、そういう家が密集して、そしてスピードを上げることによって、音がする場合は、1基平均23万円ぐらいと言われておりました。そのやつを優先に、そういう家が密集したところを優先にひとつ改善してやっていただきたいと、このように思いますが、今、町内で50件ほど申し込みがあると聞いておりますのですが、その50件の中で、その上上月地域においては、上位で家が密集した中で、どれぐらいな上位で入っておりますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、答弁させていただいた中で、昨年度50件の修繕をさせていただいております。

だから、今年度についても、先ほど言いましたように、具体的に、そうした既に要望も上がっているところもありますけれども、職員も、そうしたパトロールもしたり、また、地域からの要望も出てきて、そういうところを、ちゃんと現場を踏査して、状況を見て、その修繕方法も十分に考えて、修繕をさせていただくということでもあります。

先ほど、お話の上月の方がいつ、どのようにお話されているのか、私はわかりませんが、昨年の28年度ですか、にも、その場所、上月の駐在所あたり、そのあたりのマンホールの補修工事もしております。

ただ、これも言いましたように、1回しても、下の地盤が悪いところというのは、なかなか、地下の1メートルも2メートルも深くから、全部直すというわけにはいきませんので、上の舗装等を修繕しても、どうしても地盤が悪いと、また早く、そういう段差ができたりして、音が激しくなる部分もありますので、だから、もう1年前にしたからしませんということは、それは当然、考えておりません。必要であるところは、また、再度、補修を直す。また、補修方法についても、改めて、もうちょっと長持ちするような補修を考えていくということ、これは担当課のほうで、いろいろと考えてやっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） マンホール入れておるのは町側であって、道路の管理というのは国道ですので、当然、県のテクノの道路管理課がやっております。

私もテクノへ行った時には、道路管理課に寄って、ひとつこういう大きな騒音があるので頼みますよということは、重々言っておるのですけれど、その道路管理課長も、やはりマンホールは町の物でありますから、町のほうでもやってもらわんとあかんというような言い方もされるわけでございます。

ですから、お互いに、やはり同じところに、そういう埋設しておる以上は、協調いうのですか、お互いに連絡をとりあって、この部分を舗装も直すし、マンホールもまた、こうやって改善するという方向で、ひとつお願いしたいと思います。

そこらへんについては、特にそういう、今も申し上げましたけれど、家の密集したところ、そしてまた、上月の駅前へ入る信号機が点滅で、止まらなくてもええようになった分だけ、自動車がドーンと走り去って、余計騒音がひどくなったように思われるということも聞いておりますので、そこらへんについても、よしあしがあって、夜、信号機が点滅することによって一時停止することなく、ざっと走り去っていく中でスピード落とさない中で、そのマンホールの上へ上がった時に、音が特にひどいのじゃないかという気もしておりますので、特に、いろいろほかのところからも要望が来ておりますけれど、最優先の中で、ひとつまたお願いしたいと、このように思います。

以上をもって、質問を終わりといたします。

議長（岡本安夫君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、5番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔5番 竹内日出夫君 登壇〕

5番（竹内日出夫君） 5番、公明党の竹内でございます。本日は、3件の質問をさせていただきます。

この席からは、1件目のコンビニ交付について質問をいたします。

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑証明書等をコンビニエンスストアのキオスク端末で取得できるサービスです。

働く人たちにとって住みやすい便利な町にするために、コンビニで各種証明書等を交付するサービスを導入できないかということです。

私が調べた範囲では、住民票・印鑑証明・課税証明等8種類の証明書が土曜日・日曜日・祝日を含む午前6時30分から午後11時まで交付が可能であり、しかも窓口負担がより安くなるということも書いてありました。

また、住んでいる市区町村にかかわらず、最寄りのコンビニで証明書を取得できるメリットがあります。

この制度は、住民サービスの向上と窓口負担の軽減、さらにコスト削減につながる施策であります。

そこで、コンビニ交付のシステムを導入すべきと考え、次の点について伺います。

1点目、平成28年4月1日から始まったコンビニ納税の利用状況はどうなっていますか。

2点目、コンビニ納税に対する町民の声、反響はいかがですか。

3 点目、コンビニ交付に必要なマイナンバーカードの交付状況はどうなっていますか。

4 点目、平成 28 年度中の証明書の発行件数は。うち、郵便等による発行件数はどうなっていますか。

以上、4 点を質問して、この場からの質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、竹内議員の 1 つ目のご質問でございますコンビニ交付についてでございますが、コンビニ交付は、全国約 5 万店舗のコンビニエンスストア等のキオスク端末を活用して、マイナンバーカード等を利用することで、市区町村窓口の閉庁時間も含め、年末年始を除く午前 6 時 30 分から午後 11 時まで、居住する市区町村の区域を越えて、住民票の写し、印鑑登録証明、税証明書などを簡易に取得をすることのできるサービスでございます。

現状での諸証明の発行につきましては、私ども佐用町の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までということで、本庁におきましては、午後 6 時まで窓口を延長して、町民の皆さんの利便性の向上に努めているところでございます。

まず、1 点目の平成 28 年 4 月 1 日から始まりましたコンビニ納税の利用状況ということでございますが、コンビニエンスストアで納付できる町税は、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の 4 税目でございます。平成 28 年度の利用実績は、2 万 3,523 件の納付書の発行に対しまして、5,096 件で、その割合は約 21.7 パーセントのご利用ということになっております。

なお、4 月末が納付期限でございます、固定資産税第 1 期分についてを比較いたしますと、平成 28 年度の利用件数は 631 件に対しまして平成 29 年度、今年度は 827 件と 196 件増加しております。その数値が示しますとおり、今後も利用者が増加するのではないかとというふうに推測をいたしております。

次に 2 点目のコンビニ納税に対する町民の声ということでございますが、コンビニ納付の導入は、24 時間、曜日に関係なく納付できる環境を整備したものでありまして、日中仕事などで金融機関へ行くことが困難な町民の皆さんにおかれましては、飛躍的なサービスの向上につながっており、非常に便利になったというふうに好評をいただいております。

しかし、一方、コンビニ納付による取扱手数料、1 件当たり 57 円かかりますし、それにプラス月額の基本料金が 5,000 円の負担となります。金融機関の口座振替手数料の 1 件約 10 円と比べますと、非常に高額となっておりますので、町といたしましては、引き続き口座振替、これをずっとお願いをしてきているわけですけれども、町民の皆さんにも、経費の節減からも見て、口座振替による納付を推進していきたいということで、お願いをしていきたいと考えております。

次に 3 点目のコンビニ交付に必要なマイナンバーカードの交付状況はとのご質問でございますが、まず、マイナンバーカードは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条の規定により、本人の申請により交付をされ、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用ができるものでございます。マイナンバーカードの交付状況につきましては、平成 29 年 4 月末現在で住基人口が 1 万 8,152 人、交付申請は 1,564 枚、交付枚数が 1,223 枚、その交付率は 6.74 パーセントということになっております。参考といたしまして県平均の 10.2 パーセントと比べ、また、全国平均の 8.8 パーセントをとともに下回っている状況でございます。

次に4点目の平成28年度中の証明書の発行件数は、またそのうち、郵便等による発行件数はとのご質問でございますが、平成28年度に税務課で発行いたしました、住民税の所得証明・課税証明が2,632件、住民課で発行いたしました住民票7,098件、戸籍1万876件、印鑑証明が5,273件でございます。また、郵便請求による発行件数につきましては、以前から窓口請求と郵便請求の合計で処理をしておりますので、郵便請求の件数だけを細かく把握することはできておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

参考といたしまして、今年度4月分の住民税の所得証明・課税証明書の発行件数で申し上げますと、その発行件数が77件で、うち、郵便請求による発行は2件でございます。また、住民票は236件の申請で、うち、郵便請求が34件、戸籍が330件ありまして、そのうち、郵便請求は143件、印鑑証明は429件でございますが、この印鑑署名は印鑑登録カードが必要となりますので、郵便の請求はございません。

また、この戸籍等の証明書というのは、相続登記等に要するというので、行政書士等の業者の方からの請求が多くて、個人でとられる方というのは、少ない状況であります。

そういうことで、非常に1人が、こうした戸籍等の証明をとられる機会というのも、実際には、そんなに多くないという、少ないという状況もあるわけでありまして、また、一方、この証明書、コンビニで交付するには、相当の費用、多額の費用がかかります。

ちなみに、だいたい導入費用というのが、先ほどのような証明、印鑑証明まで行いますと佐用町では4,000万円ぐらい初期投資がかかりますし、また、年間の委託費用、管理費用が500万円ぐらいということでもあります。

ただ、既に導入をしているところの市町の状況というのを調べますと、たつの市なんかで150件ぐらい。太子で500件ぐらいという、その市によって、かなり大きな差があるのですけれども、佐用町で年間500件ぐらいの、そうした証明申請、コンビニで発行しても年間500万円ぐらいの経費、初期投資は別にして、それは別にして、管理料だけでも1件1万円ぐらいかかると、非常に高額の経緯がかかっております。

そういう状況も踏まえて、今後、研究はしてまいりたいと思います。技術的にそういうことができる時代になって、非常に町民の皆さん方の利便性という点からすると、そういうものが全てできれば、利用される方は非常に便利になるということで、喜んでいただけるのですけれども、一方では、先ほど申し上げましたように、多くの経費がかかるということ、これも公費、税で賄っていくわけなので、その点ひとつ総合的に考えていかなきゃいけないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 経費的に非常に難しいということは理解できました。

しかし、利用する方の利便性を考えると、ぜひとも2年かかっても3年かかっても、これは取り組んでいただきたいなと思います。

コンビニ交付をされている自治体は、今年の5月1日現在で全国では411市区町村が実施されております。県内では21の市町が実施しています。近隣では姫路市、たつの市、宍粟市、赤穂市、播磨町、太子町が実施しております。

先ほど、聞きますと、年間500万円ほどの維持費が要ると。委託料ですかね、要するという説明を聞きました。それで、500件ほど、それを発行するとなったら1件当たり1万円ほどかかるという計算ですね。これでは、ちょっと無理かなとは思うのですけれども、ゆ

くゆくは、やっぱりこういうサービスも取り入れてほしいなと思うのですが、長期間かかっても町長はやろうと思われるのですか。これは無理だと思われるのですか。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、答弁させていただいたとおり、非常にその点、そういう時代の中で非常に技術が発達して町民の皆さんの生活も、そうした中で、いろんな生活、便利な中で生活をされている。これが当たり前の時代になってきておりますので、町が、そういう経費の面から見ると、必ずなりますけれども、その点は、近隣の状況、例えば、ほとんどの町がしているのに、佐用町だけができないということも、これもある意味では不自然になります。

ただ、町民の皆さんが、これだけのお金はかかっていますよと。先ほどの納税においても、納税というのは、割合安くできるのですよ。証明じゃないですからね。振り込んでいただくだけです。それでも1件57円。5倍以上の経費がかかるわけですね。ですから、口座振替という形を手続きとっていただければ、ほとんど簡単にできるわけです。

そういうことを、これからも町民の皆さんの相違の中で考えて、皆さんにも考えていただかないと、利便性だけを、どんどんと追及して行く中で、どんどんと逆に、それに対する経常経費がかかって必要になってくると、そのことは、町の財政にとっても、ほかの必要な予算、それにも影響してくるわけですから、ですから、決して、私がするしないじゃなくって、そういう問題をみんなで考えた中で、なおかつ利便性、一部の方であっても、そういうことが必要なのだと。皆さんの要望があれば、これはほかの経費を削ってでも、それを導入すると。

特に、個人の方が、戸籍とったり、そういう方というのは、実際は、1年に一遍もあまりないと思うのですよ。

それで、実際、登記とかそういうことの手続きをされる上で、ほとんど、その業者の方が、まとめて窓口へ来られたりして、委任状持って請求されるわけです。

ですから、そういう中で業者の方の利便性がよくなるという部分も、当然あるのですが、そういうところに、それだけ多額の経緯やお金がかかってしまうという点、この点もよく考えていかなきゃいけないなというふうに思いますね。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） この質問をさせていただいたのは、こういう夫婦共働きの家庭では、住民票等の証明書をとる場合、どちらかが勤務先を休んで役場や支所に行く必要があると、こういうことも聞きました。

それから、もう1つは、以前、住民の方から、姫路で急に住民票が必要になったと。当然、佐用郡がされておることだということで、コンビニに走ったらしいのですね。そしたら、佐用郡はやっていなかった。とれなかったというような声も聞きましたので、こういう質問をさせていただきました。

近い将来、必ず町のほうでやっていただけるものと思って、この質問は終わります。

2件目の質問ですけれども、公用車にドライブレコーダーを設置してはどうかということについて質問いたします。

車社会と言われて久しく、いつ交通事故に遭うかわからない状況です。かつて、町長からの報告でもありましたが、町職員が関係した交通事故も発生しております。

私は過去に何回か、ヒヤッとした経験があります。後で考えてみますと、もうちょっと落ち着いて確認すればよかったと反省したことが、たびたびあります。

町内は広く複雑に入り組んだ道路もあります。特に公務中に交通事故を起こせば、過失の大小は別にして、起こした本人が一番つらいことであります。

ある運送会社で、全車にドライブレコーダーを設置してからは、運転手の安全意識の向上が見られ、交通事故の減少が見られたそうです。

ドライブレコーダーは車前方の様子を過去 30 分間、上書きしながら映像を記録する装置で、もし事故が起こった場合には、現場検証などにも使用されています。

町職員の安全意識の向上のため、スクールバスの一部については、設置されているようですが、全公用車にドライブレコーダーの設置をされてはどうかと思います。町長の所見を伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からの2点目の公用車へのドライブレコーダーの設置をしてはどうかというご提案について、お答えをさせていただきます。

ドライブレコーダーを設置することで、交通事故の抑制や事故の際の検証に役立つことは、竹内議員から、今、ご指摘のとおりと受け止めております。

現在の設置状況は、軽自動車1台、小中学校スクールバス12台、コミバス1台の合計14台に設置をいたしております。

町といたしましては、運行業務を主としております、未設置のスクールバスをはじめ、多くの乗客利用が見込まれる大型バスやマイクロバス、また、ゴミ収集車等に、まずは設置をすべく検討を指示しているところであります。

それ以外の公用車については、設置に係る費用面、他の自治体や社会的な状況、また、各所管におきます公用車の運行の実態を踏まえ、不測の事故に対するリスク管理、そして職員の安全意識の向上を図るという観点からも検討をし、今後、設置等についての方向性を図る必要があるというふうにも考えておりますので、まずは先ほど申し上げました車両については、早急に設置ができるように、また、予算措置もさせていただきたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 非常に前向きな答弁いただきましてありがとうございます。  
現在、公用車は何台ありますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 総台数として 211 台。これは、各分団に配置している消防自動車、それも含めての台数だというふうに思っております。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 先ほど、消防車の話が出たのですけれども、こういう消防車につけられるということは非常にいいことだろうと思います。急いで現場に行かないかんし、やっぱり運転手も、ちょっと焦っておるやろうからね、もし事故が起きた場合には、これが非常に検証に役立つのではないかなと思います。

200 台といたしましても、非常に費用のかかることなのですけれども、ドライブレコーダーというのは、安いのは数千円から、それから、最高のドライブレコーダーで約 3 万円ぐらいということを知っております。全車につけられても、そんなに費用のかかる物ではないのではないかなと思います。

それと、ちょっと警察に行きまして佐用町の 28 年の交通事故は人身、物損合せて 467 件発生しております。それから、今年の 5 月末まで 197 件の事故が佐用町内で起きております。こういう件数を考えますと、いつ、どこで事故に遭うかわからんという危険性は誰もあるわけです。

交通事故というのは、慌てておったり、脇見したり、いろんな要因があつて事故を起こすわけですけれども、こういう乗った時に安全意識を改めて持つということが非常に事故防止には有効ではないかなと思うのですが。

また、前向きな答弁いただいて、非常にありがたいのですけれども、これ費用もかかることなのですが、使用頻度の高い車から一度にとというのじゃなくって、2 年なり 3 年なり、あるいは 5 年なりの計画を立てて全車に設置をしてはいかがかなと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 既に、スクールバス等は、先行して設置をしております。ただ、スクールバス等においても全ての車に設置していないというような状況があります。

ですから、当然、そうした子供たちを運ぶバス、それから、一般のコミバスや、また、毎日巡回をしているごみの収集車、こういう車両にできるだけ早く早急につけて行きたい。

その後、つけても実際に、先ほど、消防自動車とか、また、車両によって、実際つけた機器を、きちっと管理をしないと何も役に立たない。つけたままで、よく、そういう無縁なんかでも、必要だったらつけても、実際にいざ使う時には使えないというような状況も、非常に生まれる点がありますので、当然、使用頻度、また、その目的、車にも公用車にも、いろんな目的の物が、それぞれありますので、そういうところを踏まえながら、これも先ほどと同じだと思うのですよ。時代の中で、コンビニ、こういういろんな新しい機器が生まれてきて、そういう時代、物が案外安くできるようには、製造されるようになってきま

したので、こうした物が普及していくのだらうと思いますから、町としても、そういう点、事故の防止や、また、しっかりと検証ができる、責任もこれによってきちっと把握ができるとか、そういうことも含めて、先ほど、ご提案いただいたように検討しながら、段階的に設置をしていく方向で考えていきたいと思ひます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） ありがとうございます。

事故を起こした時には、やっぱり本人が一番つらいですから、事故がゼロになるようにしてほしいなと考えております。

それで、この件については、これで質問終わります。

続いて、3件目の質問ですけれども、狂犬病予防注射の実施状況についてお尋ねします。

狂犬病について調べますと、狂犬病は全ての哺乳類に感染することが知られており、もちろん人も例外ではありません。人も動物も発症するとほぼ100パーセント死亡しますが、人では感染後、感染した犬にかまれた場合、ワクチンを連続して接種することにより発症を防ぐことができるとの説明がありました。

今年も4月に狂犬病予防注射をしていただきました。しかし、自治体によっては狂犬病予防注射をしていない飼い犬が約50パーセントというところがありました。

毎年4月から6月末までが、予防注射の期間となっておりますが、以下の点について伺います。

町内で登録、把握されている飼い犬の数は。

注射済票交付の数は。

この2点を質問して狂犬病の予防注射についての質問とします。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の質問でございます狂犬病予防注射の実施状況についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の町内で登録、把握されている飼い犬の数についてでございますが、平成28年度末の登録頭数は1,344頭であります。平成27年度末の登録数より43頭減少をしている実態でございます。

次に、2点目の注射済票交付の数はについてでございますが、平成28年度実績で1,096頭に対して注射済票の交付を行っておりまして、交付率は81.6パーセントとなっております。

県全体での狂犬病予防接種の状況でございますが、登録頭数30万8,791頭に対して注射済票交付は20万5,860頭で、交付率が66.7パーセントとなっているそうです。

狂犬病予防法第5条において「犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない」また、狂犬病予防法施行規則第11条では、「生後九十一日以上犬の所有者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならない。ただし、3月2日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた

犬については、この限りでない。」というふうになっておりまして、狂犬病予防注射の接種は飼主の責務となっております。

町といたしましては、8月上旬に7月末現在、注射済票未交付の飼主の方に「狂犬病予防注射の接種について」の文章を送付して、注射を受ける接種と注射済票交付の催促を行っております。今後も引き続き飼主の方に、狂犬病予防注射の接種と注射済票の交付についての啓発を行っていく予定としておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 今、説明をいただいたところでは、平成28年度は81.6パーセントの交付率であると、全国的に見ましても非常に交付率は高いわけですがけれども、まだ、18パーセントぐらい未接種ということになります。

これ見ますと、いわゆる予防注射を受けていない場合には、20万円以下の罰金という規定もあるわけですがけれども、この未接種の犬、犬が亡くなっても役場に届けられないということも考えられます。

それで、実際は、役場が把握しておられる頭数よりも少ないかもわからんということも考えられるのですがけれども、いわゆる未接種の飼い主、これについては、ただ、連絡するだけじゃなしに、100パーセントになるような努力をしてほしいなと思うのですがけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あと担当課長のほうから状況詳しく、少し説明をさせますけれども、私の報告聞いている中では、この狂犬病の接種、予防ですね、注射は獣医さんに行ってください、だから町として巡回して、日決めて、接種をしているのと、それから、それぞれの言えば、かかりつけの獣医さんのところへ連れて行って、個々の飼い主の方が受けられる場合。

それと、県内ではなくて、県外の業者の方、獣医さんと思うのですがけれども、そういう方が、ある程度、営業として、そういうところに入って来られて受けて、接種をされているというような、そういう中、ちょっと、実数を把握しにくいところがあるように聞いております。

そういう点も含めて、ちょっと担当課長のほうから説明をさせます。

[住民課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 失礼いたします。予防接種の接種状況でございますけれども、先ほど、町長が申しましたとおり、接種につきましては、町内を、昨年6日間、163カ所で集団接種をしております。そのほかに、かかりつけの病院ですね、個人の方ですとかかりつ

け医というのがあります、そちらのほうですておられる方もおられますけれども、そういった形で予防接種のほうはしております。

予防接種につきましては、西播獣医師会 17 病院ありますけれども、その方の協力を得て実施をしております。

また、もう 1 点、株式会社ですけれども、そちらのほうの会社のほうで接種をしていたということで、町のほうは、そちらのほうを通じて委託という形で町内の巡回のほうの接種、また、あるいは、その病院での接種ということで、注射をしていただいております。

そうしますと、今まででしたら、町民の方が接種受けられますと、接種済票を役場のほうへ持って来られて町が交付するといったことでしたけれども、そういった委託をすることによって病院のほうから町のほうに注射済票の交付というのが来ますので、そういったことで、どのくらい接種されたかというのが、今現在わかっているところでございます。

それは、今言いました、西播獣医師会等々の病院での接種でございます。

そして、残りの 1,800 頭足らずですけれども、その犬につきましては、今、町長申しましたように県外からの動物病院が佐用町内に巡回してされているということで、接種されますと、当然、注射済票を町に持って来られて交付するという事務があるのですけれども、そういった点ができていないといったところ、また、新たに、ペットショップ等で買われた時に、注射なり、そういった頭数の届出をしてくださいというふうなことも、なかなかこちらのほうに出て来ない状況ですて、頭数あるいは接種率等も不明な段階になっております。

従いまして、今現在、28 年度末で 81.6 パーセントという状況になっておりまして、今後もそういった県外、そういったところで受けられました方についての啓発、どのようにしていくかということも西播獣医師会等々も協議しながら啓発をしてみたいと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 今の説明ですと、県外の業者というのか、獣医さんというのか、その人から予防注射をしてもらった人が役場に注射済みの証明というのですか、それを持って来ない可能性があるというようにとっていいわけですね。

であれば、私だったら隣の県の方が非常に安く狂犬病の予防注射をしているといううわさも聞いておりますけれども、その獣医さんも、やっぱり注射済み、注射したという証明書は出されておると思うんやね。だから、もらった人は、やっぱり役場へ行って注射済票というのをもらわなあかん思いますは。

だから、おそらく 18 パーセントぐらいですか、まだ、パーセントからいきますと 18 パーセントぐらいな人はしていないのじゃないかなと思うのですけれどもね、私も田舎へ帰って来まして犬を飼っておるわけですけれども、近所の方は日本は狂犬病おらんさかいに注射受けてもええんやというようなことを言われたのを、ちょっと記憶にあるわけですけれども、やっぱり、そういう方もおられるん違うかなと思うのですけれども、いかがですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 確かに、今、議員さんが申されたとおり、注射を受けたから、もうそれでいいんだということじゃなしに、やはり飼い主の方の責務によって、町のほうに注射しましたというふうなことの報告、その注射済票ですね、提出していただいて、交付証を出すというようなことになっておりますので、その点も、今後、どういったふうに取り扱いをさせていただいたらいいのかということも検討をさせていただきながら、啓発を行っていきたいなと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） この狂犬病というのは、非常に恐ろしい病気なのですね。狂犬病は、日本やイギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどの一部の国々を除いて、全世界に分布していると、このような説明がありました。

平成18年11月にフィリピンで犬にかまれて、帰国後狂犬病を発症して亡くなった事例もあるそうです。

だから、この狂犬病の予防注射をしていないと、20万円以下の罰則もあるわけですから、やっぱり町で把握されている、少なくとも把握されている件については、100パーセントにさせていただきたいと思うのですけれども。

もっと、しつこくというのか、しつこく連絡して受けてもらうようにされたらどうかなと思うのですが、いかがですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 申されましたように、町といたしましては、6月までが予防接種期間としております。

そして、先ほども7月末現在の状況によって、8月に未接種、あるいは狂犬病予防注射済証の届出が出ていない方におきまして、催促といった状況で通知をさせていただきます。

そういったところも踏まえて、その後もいろいろと検討しながら啓発を行っていきたいと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） この狂犬病というのは、調べたら、非常に怖い病気ですね、これを根絶するために、ぜひとも100パーセントになるように努力していただきたいと思います。

これで私の質問をおわります。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休息をとり、再開を午後1時15分とします。

午前11時50分 休憩

午後01時15分 再開

議長（岡本安夫君） それで休憩を解き、会議を再開します。  
引き続き、一般質問を行います。  
3番、小林裕和君の発言を許可します。

〔3番 小林裕和君 登壇〕

3番（小林裕和君） 3番議席、小林裕和です。

昨年の6月議会でも本町の農業に関連して質問させていただきましたが、再度させていただきたいというふうに思います。

今年も農業の中心である水稻の作付は、一部水不足のところもありました。私も今朝4時過ぎに起きて、4時半から田んぼ1枚、ねばしてきました。まだ、もう少し植えなければいけないところがあります。

先の農会長会の資料においても、生産目標面積約710ヘクタールと作付面積がほぼ同様となっております。

国が示す農業政策は、諸外国との競争力を高めるために、毎年のように変革していますが、本町のような中山間地の零細農家・集落は、国が示してきた各種支援制度の一部は運用しながらも大変厳しい中で、今日を迎えています。地域により各種支援制度を活用できていない農家集落は、高齢化とともに将来、農家の生活環境の破壊につながっていくのではとの不安を抱え、今、苦境に立たされております。

また、将来散々たる状況になっていくのではと、ある面、諦め感すら感じられているように思います。

先日の、行政報告及び29年度当初予算にも計上されている、次世代農業モデルプラント事業、佐用まなび舎農園関連施策については、新たな地域農業の可能性に向けた一方策として、生産基盤の強化、就農人材の育成、技術指導や実習の場としての活用、また、加工・販売戦略の構築、促進等、新たな地域農業の将来性に向けた取り組みでもあり期待しているものです。

しかしながら、本町農業の現状と形態は、零細農業であり、その中でも、法人及び認定農業者以外の農家の実態は、農家数では約86パーセント、水稻等作付面積では、約75パーセントであり、また、耕作者の年齢も60代半ばから80代が主流であります。

町内においても、整備され、条件のよい優良な農地については、法人なり認定農業者で何とか守っていけるかもしれませんが、まだ大多数の農地は細々と耕作する小規模兼業農家であります。

このような現状を踏まえて、新たな地域農業の可能性に向けた取り組みを推進されているとは承知しておりますが、大部分の農家の行く先はどのような状況になっていくのでしょうか。集落内の環境保全は維持されていくのでしょうか。

零細農家にとっては、米は最も手間をかけずに栽培できる農作物の1つであり、本当に既存の稲作中心の農業からの脱却を目指されているのでしょうか。

米から野菜・果樹等への転換は、現状では、かなり難しいと言われています。結局、このままでは耕作者の高齢化とともに、大量の農地が放棄され、佐用には極わずかな農地しか残らないという状況下で、生活環境破壊にもなりかねない切実な問題でもあます。

これらのことを踏まえ、今後どのような取り組みに支援しながら、農家維持の対応策、農業の推進体制等の整備をされていくのかお伺いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

議員からの町の農家集落と、今後の農業の道ということについてのご質問でございますが、非常にこれ難しい、なかなか現在の農業、ずっと国もいろいろな政策打ち出されておりますけれども、これといった大きな解決ができる今の農業政策というのは、継続して長期的な農業政策はなされずに、いろいろと政策自体も大きく変わってきているような、次々と変わって来ているような状況であり、非常に難しい問題であります。

小林議員のご指摘のとおり佐用町の農家においても、農家の大多数は自家消費を中心とした零細農家が大多数を占めております。そのために、農業だけで生活を維持していくということは、当然、できないということで、兼業農家が、その大多数を占めている状況であります。

中山間地域の農地・農村を守るために、多面的機能支払制度や中山間地直接支払制度などの支援策も国によってつくられておりますが、地域での取り組みが、これら前提となっております。地域の高齢化等によって、その支援策でさえ、なかなかこれを活用できない地域も見受けられますので、従来の集落や農会単位ではなく、やはり、どうしても広域的な取り組みが今後必要ではないかなというふうに考えております。

例えば、隣接集落との連携や地域づくり協議会単位での取り組みなども1つの手法ではないかなというふうにも思っているところであります。

本年度より本格的に始動いたしました佐用まなび舎農園でございますが、次世代農業モデルプラント事業として計画し、取り組み、就農人材の育成や技術習得の場としても活用することによって、佐用町の新たな農業の展開を模索するものでございますが、まだまだ現状では施設整備が非常に多額でもあり、これを個人の方が誰でも投資して、こうした農業ができるというわけにはまいりません。

今後は、事業規模の拡大とともに、加工分野への展開を進めることにより、まずは雇用の拡大につなげていきたいというふうに考えております。

昨年6月の定例議会におきまして、小林議員より佐用町の農業の5年後は？とのご質問をいただき、高齢化と人口減により、農家は減少し、農地の集約化により、大型農家と零細農家の両極化が進むものと考えられます。

また、担い手農家へ預けられない条件不利地の農地は、耕作放棄地へと変わってしまう可能性が高いわけでありますので、平成30年度からの新たな農業政策に大きな関心も寄せているところでありますというお答えさせていただきました。

長年、国が農業政策の柱として、米づくりの柱として続けてこられた生産調整は、いよいよ来年度から、そうした作付面積の目標が提示をされず、農家独自の判断で作付を選択するというようになっております。

米の作付に国が関与しないとなりますと、これは米の生産過剰による米価の下落が考えられますし、米の生産を主力とする担い手、また、専業農家、大型農家にとっては、この政策は非常に厳しい状況となるということも予想をされるわけです。

また、国の進める離農対策の人・農地プラン制度や農地中間管理事業は、農地の借り手があってこそその事業であります。条件不利地の農地については借り手があらわれない状況が十分予想されるわけでありまして、そういった地域では、農作業が軽減でき、ある程度の所得を期待できる、条件不利地にあった作物を選択をすることが大切ではないかなというふうにも考えております。

小林議員のご指摘のとおり、農家にとって米が一番手間がかからず農地を守ることができる作物であることは、これは十分承知をいたしておりますが、稲作には、やはり高価な農業機械が数多く必要であることも事実であります。

今後、栽培に手間のかからない米の作付を止めるのではなくて、主食である米の生産というのは、やっぱりしっかりと守りながら、一方で米の生産ができないような条件不利地、そういうところも含めて高付加価値の農産物や新規特産作物などを見出すことにより、稲作収入への依存体質を改めること、そういうことも必要であろうというふうに考えております。

特に耕作放棄地になりやすい山間地の農地では、鹿等の獣害が、非常にこうした耕作に大きな障害となっておりますが、獣害のないミツマタや薬草などの特産化を進めております。

そうした獣害のない耕作放棄地を活用する、そうした農作物、生産物をつくることによって、何とか耕作放棄地というものの増加を抑えていきたい。そういうことで、今現在、試行錯誤を行っているところでございます。

佐用町の農業は、高齢化と離農が進み、農地や農村環境の維持には、多くの当然課題がございますが、引き続き農地などの維持管理に助成を受けられる、そうした制度等、これはできる限り活用をしながら、その地域にあった方法を模索し、工夫して、その課題に対する方策を検討してまいりたい。そういう取り組みを、今後とも、それぞれ地域と一緒に考えながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

この小林議員からのご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 2、3ちょっと、再質問だけさせていただければなと思います。

今、町内において、国の政策、制度で取り組んでいる農家集落の中では、今、国が示してきた各制度の活用というのは、農地中間管理機構を通じて、地域の担い手に貸し付ける人・農地プランでは、今12組織。それから、多面的機能支払交付金の制度では、70組織。条件不利地が対象の中山間直接支払制度では38組織が取り組まれており、何とか続けておられます。

地域によって、活用できていない農家集落では、先ほど申しましたように、より苦境に立たされているということです。

これには地域全体の農業者の高齢化はもとより、リーダーが不在で、地域での話し合いもできない。また、それぞれ書類の提出資料も地域内で作成する人がいない。

それから、中には、自分の代だけで、もういいのだと諦めている。

それから、制度自体を、まだ十分に理解ができていない等々の問題を耳にいたします。

このような制度で取り組んでいる集落は、30年から新たな制度が導入されたとしても、比較的やっているから、今までやった経験があるから対応がしやすいというように思いますが、そうでないところは、なかなか対応がしにくい状況になっていくというようなことを想像をいたします。

改めて、このような制度への町としての取り組み、推進状況をお伺いしたいというふうに思います。

[農林振興課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 先ほど申されました人・農地プランにつきましては、佐用町26プランが策定済みでございます。

その人・農地プランにつきましても現在進めている地区が5集落ございます。これにつきましても各集落へ出向いて要望があるところについては、説明会等をさせていただいておるわけなのですが、全集落ということになれば、なかなか中心経営体となるべき方がいらっしやらないところもたくさんございますので、ある程度、どういのですか、目星をつけた形での取り組みというのは、いたし方ないのかなというふうに思っております。

そういった、今、議員がおっしゃられたように、その地域におかれましても、そういう地域内での意見、取りまとめをする方がいらっしやらないというところも多々見受けられるのですが、そういったところについて、小学校単位とか、地域づくり協議会単位とか、ほかの市では合併前の旧町単位でとかいうような人・農地プランを作成しているところがございますが、そういったものが実際、実行性のある計画であるかということになると、ちょっと疑問があるのではないかなというふうに考えております。

これ、集落全体を回ろうとすれば、町としてのマンパワーと申しますか、かなりの労力を必要としますので、現状では、希望があった集落というような形での取り組みとなっております。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） この推進の方法なのですが、ちょうど、昨年6月にも同じようなお答えがあったと思うのですよ。まあまあ、希望があって、申し出があったところには説明に行くよ。

4月でしたか、農会長会があったりするのでありますが、そういうところでも、農会長会では、米の生産とか、ほかの説明がたくさんあるわけですが、そういう中でも、僕は説明とか、そういうPRもしてほしかったなという、ちょっと思いがしました。

それで、なかなかリーダーが不足で、なかなかやっぱりうちに来て話してくれという、知識もそこまでなければ、なかなか言い出しにくい農会長さんなり、また、農会長さん以外のリーダー的な人でもおられるのですが、やっぱり言うて来れば、行って説明するよというのは、少し考え直していただきたいなというふうに、ちょっと思っています。

というのは、こういう制度というのは、本当に取り組めば、取り組んだら、それだけ地

域にメリットがあるのですね。そういう交付金を、それなりに資料はつくらないかんですけれども、交付金をいただければ、いろんな農地の整備なりとか、水路や農水路、それから草刈りとか、そういうものでも、例えば、受益者負担を、それで賄えるとかというような、いろんなメリットがあるので、そういうメリットを説明しながら、そういうことを説明していくということも重要ではないかなというふうに思います。

集落それぞれ状況は違いますから、集落の状況にあったことを、そして方法を、そういう推進していくということに重点を置いて、全体会なり、それこそ、今、課長が言われましたように、地域づくり協議会とか、そういう単位でも、ちょっと、そういう話をしていただければなと思います。

というのは、その中で、取り組んでいる集落の方の話聞けば、自分と何も何とかやれるんじゃないかなという思いをされる人もないとも限らないと思いますので、そのへんのところの推進方法を、もう少し考えていただければなと思うのですけれども、どんなものですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 先ほど申されましたように、地域づくり協議会単位での説明会とかいったことについては、全集落を回るということは、非常に難しいと思いますけども、そういったことについては、可能性が十分あるというふうに考えておりますので、今後、検討していきたいというふうに思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 実は、うちの集落でも取り組んでいます。確かに大変です。大変ですけれども、1つ1回取り組めば、次、30年から制度が変わったとしても、やはり話もまとまりやすいということもありますので、それは、地域の条件的な、地形的な問題もありますけれども、そういうことで、少し推進を、推進というのか、啓発を強めていただければなというふうに思います。

それで、佐用町の第2次総合計画の農林業の振興のところでは現状の課題と施策の方針というので書いてあります。

これ僕も同感だと思うのですが、現状と課題では、本町の基幹産業である農林業は、近年高齢化への拍車が進み、担い手である若者の減少があいまって、高齢または零細な農林業者が次第に経営から離れてきています。規模が小さく、競争力の強い産品をもたないことから厳しい状況が続いているのが現状だと。本町の農業は米作が中心で、その他地域振興作物にも取り組んでいますが、消費の減少、農作物の価格低迷、有害鳥獣による農作物への被害増大などの影響を受け、農業生産量は年々減少し、集落営農組織の維持や、遊休農地の拡大防止が課題となっている。こうした現状を改善するために、担い手の確保、経営基盤の強化、農地などの有効利用と維持再生、さらには地域特産物のブランド化や観光を含めた農林業を推進することが必要です。

それで、施策の方針として、認定農業者や集落営農組織をはじめ、新規就農者や企業による農業参入など、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、農地の流動化・集約化

を推進することで、農地の有効利用が図れるような体制を整備します。

この体制整備に向けて、どのような対策をとられていくのでしょうか。お伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 先ほど申されました人・農地プランやとか、多面的機能支払とか、そういったものにつきましても、そうでございますが、農地の流動化なり、遊休農地の発生防止とかにあたりまして、このたび、当然、町としても、そういう取り組んでいくわけなのですけれども、農業委員会制度が改正されまして、農地利用最適化推進委員という方が、今回、来年3月からなのですけれども、選任されることになりました。そういった方の主とした業務というのが、そういった業務が最適化推進委員の業務でございますので、そういった方との連携を密にして、あと取り組みをしていきたいというふうに考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） これからスタートですよね。農業委員会法も改正されて、そういう推進委員と農業委員さんを中心にですね…、まあ今度、定数が少なくなっていますから、そういうところまで、目がなかなか行くかというのは、ちょっと不安なところもありますけれども、そのへん事務局として推進をしていただくようお願いだけしておきます。

次に佐用町で取り組みが可能な制度について、より積極的に推進して、佐用町の農業、農地を荒廃から守り、環境や防災面からも守っていく仕組みづくりの検討、研究、それを実践していく、また、導いていく体制が必要です。

ある集落では、地域住民と協議をして、そういう組織を立ち上げ、例えば、地域集落内でも将来も守るべき農地の線引き、また、農地の集約化、個人財産の保全、預け手が名義は変えませんか、個人財産の保全の考え方から、担い手への土地所有者からの財産管理費とでも言いましょうか、反当たりの金額を決めて組織に拠出していただいて、それを原資に、また保全管理をしていくというような協議が進められています。

農業の問題については、行政施策の推進も重要なのですけれども、それ以上に地域住民がより危機感を持って地域を消滅させないという意気込みで、自らの手で取り組んでいかなければならないということが、最重要だというふうに思います。

自分の集落はどうすべきか。どう作り直していくのかということ、地域で協議していただいて、その目標に向けて、地域の取り組みを示す指針といいますか、計画書、先ほど、町長の答弁でもありました地域づくり協議会とか隣接集落で協議をしていくとかいうのも1つの方策であろうと思いますけれども、そういう取り組み、その目標に向けての地域の取り組みを指す、さっき言いました計画書を作成していただくような指導、支援はできないものなのでしょうか。

例えば、計画書をつくると思ったら、農家だけで、ワイワイ、ガヤガヤと言っても、なかなか前には進まないということもありますので、そのへんの指導すべきアドバイザーとか、そういうことも交えた、自分たちの集落を、今後、どうしていくのだということ、区域は、集落なり、隣接の集落でもいいのですけれども、そういうのをつくっていただく

というような、そういう方策、推進、説明、啓発というのはできないでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、小林議員から、現在の農業を少しでも問題を解決していくために、いろいろな方策ないかということで、国の方策も結局、日本全体の中で、大規模な農業、効率化を図るといふ、担い手とか大規模農業へシフトして、なかなか小さな零細のところについては、農業を実際やめていくような制度まで、それを支援する制度までつくって、あと農地の集約を図るといふ農地管理機構なんかをつくられて、こういう動きの中で、じゃあ、先ほどお話のような、集落として、どう集落を守っていくか。環境としての農地、こういう住環境としての中にある農地、こういうものをどうするかという問題は、本当にこれは、集落、そこに住む皆さんが、一番真剣に考えていただかなければならない課題だと思います。

そうした中で、全部の農地を、これを守るといふことは、現在の農業の実態から見てできない。

そういう大規模農家、専業農家のほうで農地を集約するといっても、なかなか集約できない農地もいっぱいあります。

そういう中で、先ほど、小林議員からの提案のあった、ほかのどこの集落か僕も知らないのですけれども、集落によっては、線引きをして、どこまではお互いに農地の受託したり、借りたりという形、全体で、それを調整して、地域としては、この部分までは守っていくという、そうした取り組みがなされているというお話です。

そういう例を、いろいろと教えていただいて、一緒に考えて、町としても他の地域に対しても、そうした取り組みができないか。やっていただけないか、これを国の制度に乗せて、人・農地プランなんかに乗せて活用して、そうした財源というようなものを得ながらやっていく方法、こういうことを考えていけばいいなというふうに思いますし、それができないことはないと思います。できないことはないと言われるのは、町として、そういう取り組みがね。

ただ、地域としても、今、地域づくり協議会等の中においても、そういう問題を1つの課題として取り上げて、まずは皆さんにも、そういう共通認識をしていただいて、皆さんで共通課題として考えていただくということ、このことも、これは町のほうからお願いすることも、こういうことも課題として考えてくださいというお願いも必要でしょうし、それを受けて、地域づくり協議会等の中でも、そうした課題として取り上げていただくという、こういう取り組みが、まず必要であり、その中から、先ほどのお話のような、モデル的なものを整理をして、方策として、こういう方法でやれば、こういうことができる。

こういうことやることによって、地域が集落の中で守るべき農地を、こうして守っていく。こういうすじみちになり、見通しを立てることによって、地域の取り組みも、また、さらに一歩進むのではないかなという感じがしますので、こういうことは、農業だけの問題ではなくって、集落、地域づくりとして、やっぱり考えていくべき、当然、課題だというふうに捉えて、取り組んでいかなければならないなというふうに思います。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3 番 (小林裕和君) 町長の答弁でもありましたように、全農地を守るということは、これは大変だろうと思います。

そういう集落で話し合っ、本来守るべき農地と、放棄すると言ったらおかしいですけども、別のことに活用できるのだったら活用していくというものを、線引きをしていく必要があるかなと思います。

それで、これがネックになって、30年から生産調整がなくなりますから、この農地を、これは農地でないようにするよと外してしまうと、今までは生産調整に影響してくる可能性がありましたので、なかなか、それができないというネックもあったんですけど、30年からは、それが完全になるのかどうか、まだ、国のほうはきちっとしたものを示していないのですけれども、そういう制約はとれるのじゃないかなという、だから、今回、そういうことを見直していくのが、1つのチャンスかなというふうに、ちょっと私は考えたわけです。

それによって、集落で実際に真剣に考えていただく。幾ら行政がこれしなさい。あれしなさいと言っても、なかなかやっぱり集落では難しい部分がありますので、やっぱり地域で本当に真剣に考えていただくというふうな指導といいますか、そういう話し合いを持っていただければなというふうに思います。

地域づくりとしての考え方を、今も進めていくということですので、そういう形で、何とか支援がいただけるようなことになればなというふうに思います。

それと、最初に申しました今の制度の中でも、こういうことができますよ。こういう地域では、こういうことにも、この制度を取り組むことによって、こういうことも取り組んでおられますよという、そういう事例、いい面ばかりではない。悪い面もあるのですけれども、そういうことを示しながらの、そういう推進をしていただければなというふうに思います。

それで、話が、ちょっと変わるのですけれども、地産地消として、ずっと地産地消をずっといって、給食センター、小中学生の給食も地産地消で取り組んでおられますけれども、この間の農会長会で、29年度の作付の面積710ヘクタール、佐用町で米がとれるのが、概算で3,400トンとれます。それで、そのうち、酒米とか加工米が150トンほどあります。それで、差し引きで3,250トンほどが主食用の米がとれる。まあ、29年度ですからとれる目標です。実際、天候の具合で、秋にどれぐらいとれるかわかりませんが。

それで、佐用町の町民、1人当たりを換算して、佐用町の米の消費量、昔は、1人90キロなんていった時代があります。しかし、今は、それこそパン食とか、それから、食べる量も昔に比べて減っているのです、60キロか60キロを切っているのじゃないかと思えます。実際は、もう少し下かもわかりませんが、60キロと計算しても1,000トン、佐用町で1,000トン概算で消費されることになります。

それで、米だけじゃないのですけれども、野菜もいろんなところで、たくさんつくられて、道の駅なり直売所、ましてや神戸等販売もされております。

この1,000トン、1,000トンが全て地元の米じゃないと思うのですよ。やはり魚沼産コシヒカリとか、いろんなところの米を消費される、これは趣向の問題で、なかなか強制的にはできないのですけれども、できれば、そういう地産地消の地元の米で地元の野菜、新しい野菜だったら地元でつくっていない場合もありますけれども、そういう運動というのか、キャンペーンというのか、そういうのをやっていくということは、どんなもんですかね。なかなか難しいんですかね。

常日ごろ、やっぱりそういう形で言い続けるというのか、運動していくということも重要になってくるんじゃないかなというふうには思うのですけれども、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町民の皆さんにも、自分の町で、地域でできたもの、安全でおいしい物、これを食べて健康においても役立ててほしいということ、こういうことは、いろんな形で取り組んでおりますし、例えば、給食なんかでも地産地消という中で、取り組んでおります。

ただ、そういうキャンペーンをしても、実態として、今のこういう流通社会の中で、大きな消費者に届くまでの、やはりそうした流通を通して、やっぱり消費者に、まず届くという、その中に、いろんな産地からの物は、ドンドンと入ってきますし、消費者においても、それを購入されるのに当たっても、いろんなところから購入をされます。

それから、大型店舗なんかは、全国的な流通の中で、いろんな銘柄なんかも入ってきますから、それはそれで、そこを規制するわけにはいきませんし、今、実態としては、町内で生産されたお米が、どれぐらい町内で食べられているかわかりませんが、自分で生産、つくられている方は、多分、元々自分のつくった米を食べておられると思いますし、親戚なり、子供たち、いろんなところへは米を送られたり、町内におられれば、その町内で消費されていると思うので、野菜とか、そういう農作物、農産物、それはある意味で、キャンペーンというようなことをするまでもなく、それはある意味では、町民の皆さんも、そういうものを食べたいという気持ちも持っていていただいているし、だから、消費者へ届ける方法として、そうした農産物の直売所、また、今、町内にある大型店舗においても町内でとれた物を、そこで販売をするというような、そういうコーナーも設けられて、その店舗の運営としても町内でできた物を皆さんに買っていただいて、うまく利用して売り上げを伸ばしていくというようなことも取り組まれておりますので、特段に、そういうキャンペーンを張ってやるということではないのではないのかなという感じがしますがけどね。今の時代の中では。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） おっしゃるとおりです。保有米とか、そういうのもありますので、実際に1,000トン消費するけれども、実際に佐用町のこの1,000トンのうちに、佐用町のお米が500トンあるかもわかりません。そのへんは、それこそ、個々に当たらないと出しようがない数値なので、ちょっと、どれぐらいの数値とは言えんですけれども、できるだけ、町民の皆さんには、町内でとれた、算出された農作物を消費していただく。それによって、あと、そういう農家の少しの一助になるという思いで、ちょっと話をさせていただきました。

これは、日ごろから、やっぱりそういう思いを持って食べている。これも考え方ですけども、そういうので機会があれば、そういう話もしていただくのがいいのじゃないかなというふうに思います。

最初から申しておりますように、耕作者の年齢も60歳から80歳代が主流です。町長の答弁の中でも、農家が減少して、農地の集約化とともに大型、零細の両極化が進み、条件不利地の農地は、耕作放棄地へと変わる可能性があり、農業政策に関心を寄せていると

いうご答弁もありました。

また、30年の米の生産調整の見直しによって、提言どおりの制度改正になれば、結局、耕作者の高齢化とともに農地が放棄され、わずかな農地しか残らないという切実な問題に対して、1つの方策として、高付加価値の農産物、新規特産物の育成に取り組んでいくというふうなことですけれども、農家や地域が対応していけるのか、すぐに結果が出てこないことでもありますので、危惧ちょっとしています。

米から野菜へすぐ転換するというのは、これは現実的には難しいと言われていて、高付加価値の農産物といっても、すぐには、やっぱり先ほど言いました実を結ばないこともあります。

結局、じり貧になりかねない。しかし、そうはさせたくない。そうなれば、集落、環境、防災面でも問題が出てきても、少しでも、それを助けていくことになる。

稲作収入への依存体質を、どう改めようとされるのか。再度、お伺いしたいと思います。そういう高付加価値とか、新たな佐用まなび舎とか、そういうのに1つの方策として見いだされようとしておりますが、その稲作収入の依存体質を、どう改めようとされるのか。再度、お伺いしたいと思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 稲作、米づくりで、その収入で経営をしていく、これは大部分の自家消費米を中心とした零細農家では、これはなかなか考えられないわけですね。ですから、実態として、皆さん、それぞれいろんな会社に勤めたり、またほかの収入源を持って、農地を何とか守るといような感覚で取り組んでいただいておりますし、そういう中で、それもできない状況にある方の農地を大規模に専業農家として耕作をしていただく、その方々にとっては、稲作の今は中心とした農家、そういう大規模経営をされている方は、その収入によって経営をいただいているわけです。

ただ、私は一番今回の国のこうした今までの長年の生産調整がなくなる。自由に米をつくる。これは、佐用町だけでなく、全国で、このことがされた時に、一気に大規模な農業経営しているようなところが、米をつくり、生産量を上げてくれば、当然、需給バランスが崩れて、米そのものの価格というのは下がっていくというのは、これは経済の原理だと思うのですね。

だから、そうなった時に、今のままでも非常に安い米が、さらに何割も安くなると。でも、経済的には、一番打撃を受けるのは、そうした大規模農家であって、今現在でさえ、零細な自家消費米を中心とした人にとっては、まあ、今でも本当に赤字の中で取り組まれてやっておられるわけですから、経済的な面においては、生活がそれによってできるか、でないかというものではないと思うのですよ。

ただ、一番心配するのは、町内でも20町歩、25町歩というような大きな農地を委託受けて借りて、生産していただいている。その方にとっては、本当に、今でもぎりぎり、なかなかこれ採算が合わないということも、よく聞きますし、いろんな町としても、そうした支援制度もつくったり、国における農業の機械なんかにおいても補助を出して機械の導入をして、大型機械を入れて効率化を図るといようなことで、一生懸命やっていたのですが、このあたりが一番、私は、生産調整がなくなった時に、米価の変動というのが非常に心配です。

それで今度、今の担い手、大規模農家の方が、できなくなった時に、じゃあ後、どうす

るのかと。これは、耕作不利地だけじゃなくって、町内、佐用町の中では、優良な農地さえ、なかなか、これを農業を続けていくことができないような、佐用町だけの問題だけで考えるわけじゃなくって、ほかの大規模な農業がされている、もっと効率的にされている新潟とか北海道とか、それはこの近江のほうの広いところ行くと、1枚の田んぼが1町も2町もあるような田んぼが連担しているような、そういう条件が整えばできるのでしょうけれども、佐用町で幾ら、そうした大規模でやっておられるといっても、田んぼの枚数ですと、やっぱり100枚、200枚という本当にたくさんの田んぼを合せて、それもあちこち一カ所に集まっているのではなくて、方々で合わせて耕作をされているという実態なのですよ。そこが一番、私は心配をしております。

だから、それに代えて何をするか。そういうふうにも言われても、なかなか、これ佐用町の中で一気に、そうした農業の件を稲作中心から転換をしていくということは難しいと思いますし、ただ町が、今できることは、やっていることは、そうした荒廃を防ぐために被害のない、先ほど申しましたようにミツマタとか、既に荒廃をしてしまったような土地を新たに、これ以上荒廃しないように、そうした作物を植えることによって、収入を得ることによって、また、地域の経済の活性のプラスにもつなげていきたいということで、薬草やミツマタをやっていますけれども、これも、じゃあ、どの田んぼにも全部植えていいものでもありませんし、それ以上に収入のある物というのは、なかなかない。

だから、次世代型のそうした集約型農業、1つの一番の先端でいきました、そうしたハウス農業、プラントですね、農業プラント。こういうのも、当然、取り組んでいきます。

でも、それを全部に広げていくといったって、それはまたむりですし、そのあたり、なかなかどうしていくんだというふうにも問われても、国自体も、じゃあこうしたら、これが解決するという方針、解決は、なかなか示せれない中で、当然、町にとって、町が佐用町だけでこうできれば、1つの新しい道がこうですというようなことは示すことはできない。そういう非常に厳しい現状だということは、これはもう十分ご理解いただいているところだと思います。

私は、そういう状況です。今のところは。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） 農地の集約で、町内における大規模農家でも、認定農業者でも、さっき町長言われたように各いろんな集落で点々とわたって農地をつくられています。

集約といっても、その担い手に集める、今は集約です。

本来の集約いうたら、例えば、1つの集落と2つの集落が、例えば、（聴取不能）。そういう土地をそこに集めるという、そういう集約がこれから必要になる。それによって、効率になり、また、集落を守っていくことにもつながっていくということで、そういう同じ集約でも、そういう形が重要じゃないかなというふうに、ちょっと思います。

それによって、逆に今度集約することによって、例えば、1つの集落が誰か1人に集約されて、その人が、例えば、20年も30年も続けられるわけでない。後継者おればいいですけど、いなかった時に、ほな去ったらどうするのかという、また、いろんな問題が起きます。

そうすると、そういう集約したことによって、そういう例えば、次世代型農業でやろうとすれば、1つまとまった土地が、やりたいという人には、そのまとまった土地がつくっていただけるというような可能性もあります。

だから、そのへんの今後のやり方、国がどういう施策を出してくるかわかりませんが、そういうことも考えながら、その政策に少しでも取り組める。

それで、最初申しましたように、何か、そういう今の制度に取り組んでおるところは、取り組みは、集落としては取り組みやすいですけれども、初めてのところは、なかなか取り組みにくいということもありますので、やはり 30 年といたら来年のことですから、もう時間もなくなってくるので、できるだけ取り組んで、そうする意識を集落、地域に意識を高めさせていくという推進とか、そういう啓発をしていただければなというふうに思います。

町にとって優良農地、先祖伝来の農地をいかにして守って、そして集落の環境、それから防災面等に価値ある農地を守っていくかということ、そういう推進体制の強化や見直し、また、ある程度施策の拡充も必要ではないかなというふうに思います。

そういうことを、今後検討していただくことを求めて質問を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 小林裕和君の発言は終わりました。

続いて、8 番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8 番 金谷英志君 登壇〕

8 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、定住対策を実効性あるものと題して質問いたします。

2014 年 5 月に発表された日本創生会議の人口予測では、全国の半数に当たる 869 市町村 49.8 パーセントが消滅の可能性があるとしています。この予測により多くの自治体が人口減少への対処を最重要の政策課題として取り上げ、対応策を検討してきました。本町でも、第 2 次総合計画の中で第 2 章現状と課題の第 4 節まちづくりの課題として「人口減少・少子高齢化社会への適切な対応」「移住・定住につながる交流の促進と安全・安心で快適な生活基盤の充実」「地域コミュニティの育成と地域活動への町民意識の向上」を上げています。この総合計画が実効性のあるものになることを求めて質問いたします。

1、人口減少は全国の問題ですが、本町における少子高齢化の要因をどう捉えているか。

2、島根県では 2012 年に、中山間地における地域づくりの基本単位を設定し単位ごとに詳細な人口の現状データや予測データ、交通、買い物、福祉・医療などの暮らしデータ、農林・商工業等の産業データを整備しています。本町でも 13 の協議会ごとにこのようなデータが必要ではないか。

3、総合計画の中の第 2 節では、地域の主体的な活動の実践を支援していきますとしています。島根県邑南町では、12 の公民館区はすべて 3 人体制でそのうち 1 人は役場の正職員です。本町でも地域づくり協議会をしっかりと支援していくためにも職員の配置が必要ではないか。

4、総合計画第 4 章に、佐用ならではの資産に磨きをかけるとともに、情報発信で交流人口の増加や移住・定住につながる取り組みを推進するとあるが「資産に磨きをかける」具体策は何か。

5、前期基本計画の第 1 節、若者定住につながる雇用の創出の主要施策として「新規起業、情報インフラを生かした企業支援」をあげているが、この事業の第 1 次総合計画の検証はどうであったのか。

6、若者の定住には、生業の確保と生活できる所得の保障が必要だが、これをどう図るのか。

7、町全体での所得の引き上げを図る上で、地産地消の推進など町内で経済が循環する

仕組みが必要だがこれへの取り組みをどうするか。

8、総合計画の将来構造の中で近隣自治体連携軸、広域連携軸の方針として、県道などで生活圏の連携、定住自立圏で取り組む事業の推進を上げています。宍粟市との連携を図る上で本郷谷と山崎をつなぐ県道の整備が必要ではないか。

町長の見解をお伺いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問でございます定住対策を実効性あるものにとのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、ご質問の中で日本創成会議の発表した、いわゆる「地方消滅」レポートと人口減少問題について触れられておりますので、これまでの地方創生の動きについて簡単に振り返っておきたいと思えます。

日本創成会議が「消滅する市町村」というセンセーショナルなタイトルで、雑誌「中央公論」にレポートを発表したのが、平成 26 年の 6 月でございました。その後の国の動きは早く、同年 9 月には内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が設置をされて、11 月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立、12 月には人口問題についての将来の展望を示す、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、人口減少克服・地方創生のための 5 カ年戦略である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定をされました。また、地方自治体に対しては、国の総合戦略を勘案した上で自治体毎に「地方版の総合戦略」を策定することが要請され、一気に国全体が地方創生へと舵を切っていくことになりました。

本町においても、平成 27 年 12 月に佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略を策定し、国から示されました地方創生先行型・加速化・推進・拠点整備等の交付金を可能な限り活用しながら、その取り組みを進めてきたところでございます。

また、ご質問にもあります第 2 次総合計画につきましても、総合戦略との整合を図っていく必要がありましたので、総合戦略と歩調をあわせて一体的に総合計画の策定準備を進めてきたものでございます。

地方創生という国全体の大きな動きが始まって約 3 年がたちましたが、今、振り返りますと、国の取り組み姿勢は期待したほどのものになっていないと言わざるを得ません。それは、国の交付金の金額という規模のことだけではなくて、地方の取組を応援すると言いつつながら、申請した交付金事業を明確な理由を示さず削減をしたり、民間企業には地方移転を勧める制度を創設しながら、自らの政府関係機関の地方移転は完全に看板倒れとなっていることから明らかでございます。

国はこれまでも、国土の均衡ある発展を企図した全国総合開発計画、いわゆる全総や、現在も名称を変えて制定され続けている、いわゆる過疎法、竹下内閣時のふるさと創生など、今回の地方創生と同様にさまざまな取り組みが行われてきました。しかしながら、地方の人口減少と東京への一極集中は、止まるどころか加速している状況でございます。

これまでも何度も申し上げてきましたが、佐用町のような中山間地域では、人口減少が大きな問題であるというのは何も今に始まったわけではなくて、戦後から一貫して人口は減少してきており、これまでも誰もは何十年もこのことに向き合ってきた課題でございます。

国の地方創生への関心や施策は、過去の取り組みから考慮しても、なかなか長続きはし

ないと考えられます。特に、既に地方創生から1億総活躍などへ軸足も移してきており、マスコミ等で取り上げられる頻度も低くなってきております。本町といたしましては、こういった国の動向に過剰に反応するのではなく、避けることのできない人口減少にしっかりと向き合いながら時代の変化に適応しながら、人口減少の緩和、地域の魅力・元気づくりに、引き続き、これまで以上精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、1点目の全国的な人口減少の中、本町における少子高齢化の要因をどう捉えているのかということについて、それぞれ具体的なご質問にお答えをさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、本町における人口減少は今にはじまったことではなく、社会構造の変化の中で、私たち地方の自治体が何十年も向き合い、いろいろと対策を続けてきた課題であります。

このたび策定した第2次総合計画、あるいは総合戦略の中でも人口移動や高齢化の動向については分析をしているところでありますが、そもそも自治体における人口増減の要因は、出生・死亡数の差による自然増減と、転出・転入の差による社会増減の2つの要因がございます。本町における自然増減の状況は、戦後から一貫して死亡者数が出生数を上回っている状況が継続しており、近年では出生率の低下によって、さらに自然減の傾向が強まっている状況でございます。

社会増減の状況は、平成12年に一旦社会増を記録したものの、以降は継続して社会減の状況が継続しております。社会減の一番大きな要因は、町の人口ビジョンに掲載している5歳階級別人口移動の推移からも明らかなように、高校等を卒業した後に町外に進学・就職した方が、そのまま都市部へ定着される傾向が強くなっていることでございます。

皆様もご覧になられたかもしれませんが、先般、神戸新聞に兵庫県推計人口による3月中の人口移動が掲載をされておりました。本町の3月中の人口減少はちょうど100人となっており、通常の方が約15人から45人程度の減少で推移しているのと比較すると、やはりこの傾向が顕著であります。

また、平成27年国勢調査による本町の高齢化率は38.2パーセントとなっております、ご質問の少子高齢化の要因については、先ほど申し上げました出生率の低下に加えて、そもそも出産が可能な世代の人口が減少していること、また、いわゆる団塊の世代が高齢者となる世代になっていることとともに、医療技術の発達や健康意識の高まりにより、寿命が延伸していることなどが考えられます。

本町といたしましても、若い世代が結婚し、子供を産み育てようと思える社会の実現に向けて、子供の医療費の無料化や第二子以降の保育料の無料化、給食費の負担軽減などのさまざまな経済的負担の軽減を実施するとともに、子育て支援センターの設置や学童保育の拡充、病児・病後児保育の開始など、子育て環境の充実を図ってまいっておりますが、人口減少や少子高齢化など、悲観的な数字が並ぶことが多い中ではありますが、合計特殊出生率については、平成22年の国勢調査をベースとした数値が1.3であったところ、平成27年には1.42と若干ながら上昇をしております。むろん、本町のような小規模の自治体では統計上の母数が限られているため、手放しで喜べるものではないと思っておりますが、明るい兆しと捉えまして、今後も引き続き総合的な少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして2点目の島根県での中山間地における地域づくりの基本単位ごとの各種詳細データを整備し活用する事例を、本町においても行えないかということでございますが、全国よりも早い時期に過疎や人口減少に危機感を持った島根県では、平成10年に中山間地域研究センターを設置し、地域の研究を始められております。平成24年には、しまねの郷づくりカルテを作成し、227のエリアごとに人口や各種統計データを分析し、人口予測を行い、定住対策などに活用をされていると聞いております。

また、国では、中山間地域での新たな生活圏として、各種生活支援機能を集約し、地域資源を生かした効率的な地域運営の取り組み「小さな拠点」を提案し、推奨をされております。

本町では、平成 18 年度に既に旧小学校区ごとに、地域づくり協議会を設置し、住民と行政が協働してまちづくりを行っております。

現在、13 の地域づくり協議会により、地域のふれあい・交流事業や課題解決事業に取り組んでいただいているところでございます。設置から 10 年が経過をし、自らの地域は、自らで守り育てるため、地域の課題や夢を地域住民で共有し、知恵を出し合い、実践していく、そんな地域づくりを目指していく中で、地域交通の運営、歴史的な地域資源を活用した地域づくり、住民の調和の醸成など、それぞれの地域の現状に応じた取り組みが進められているところであります。

その中でも、定住対策にもつながる特徴的な事業としては、長谷地域の空き家や耕作放棄地を活用したゴトンボ荘・貸農園の運営であり、地域に来ていただくことで、自然や環境の魅力を知ってもらい、将来的には定住につなげたいとの思いで取り組んでいただいております。

また、町では、商工観光課定住対策室において、平成 28 年度より移住・定住対策の取り組みを強化しており、空き家バンクの整備や移住相談会の開催、さまざまな町の魅力の情報発信を進めているところでございます。

町で島根県のような研究所を設けてまでデータを整備することはできませんが、佐用町独自の移住・定住対策を進めていく中で、国勢調査などの各種統計データなどを活用して、より効果的な事業が進められるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして 3 点目の地域づくり協議会をしっかりと応援していくためにも島根県邑南町にならって職員の配置が必要ではないかということについてでございますが、先ほども申し上げましたように、各地域の町民自治組織やその活動の活性化を促進する仕組みづくりを形成するために、町民組織である地域づくり協議会を組織して、発足してから 10 年が経過した現在、それぞれの地域の特性を生かした地域づくり活動を実施していただいているところでございます。

町の応援体制といたしましては、まちづくり基本条例 16 条に定めておりますとおり、地域づくり協議会などまちづくり活動を行う団体へ必要な支援を行うことといたしております。この支援のために、町では担当職員による協議会への助言指導を行うとともに、13 協議会全体で約 3,000 万円の地域包括交付金を交付し、それぞれの地域の特徴・特性に合わせた活動に対する支援を行ない、地域の資源を生かしたイベントや課題解決事業など、さまざまな地域づくり活動に取り組んでいただいているところでございます。

地域担当職員は、地域づくり協議会の発足当初それぞれの協議会に配置し、事務処理やイベントの応援などその一端を担っておりましたが、発足から 10 年以上が経過した現在、センター長を中心にそれぞれの地域で考え・行動するといった自立した活動・運営に変化をし、その熟成も進んでいることから、現在、地域担当職員が複数の協議会を担当し、助言や指導を行う体制をとっております。

地域づくりセンター長は、各地域の調整役となり、地域づくりセンターを活動拠点として、地域づくり計画における活動計画の策定・実践をしていただいております。また、それぞれの協議会において、自治会長や自治会役員・消防団・住民グループの方々の協力のもと、さまざまな地域づくり活動を展開していただいております。

このような中、ふれあい活動の取り組みは、おおむねできてきているものの、地域活動と自治会活動の事業のすみ分け、生活課題への事業展開などが今後の課題となってきていると考えております。

既に、地域全体で生活課題、とりわけ少子高齢化に伴う活動人員の確保や高齢者の見守りなどに取り組んでいる協議会もある中、毎月センター長会を開催し、他地域の活動や考え方を確認することで、自分たちの地域づくり活動の取り組みを見直すきっかけづくりも行っていると考えております。

町全体で職員数が減っている中で地域づくり協議会に専任職員を配置することは困難ですが、今後、町では、包括交付金による支援とあわせて、それぞれの協議会が抱える問題の解決に向けた協議会の情報交換の場の提供や、先進地とされる地域への研修などに取り組むほか、各地域づくり協議会の自立したまちづくりへの取り組みに対して職員も積極的にかかわっていききたいというふうに考えております。

続きまして、4点目の総合計画第4章に佐用ならではの資産に磨きをかけるとともに、情報発信で交流人口の増加や移住・定住につながる取り組みを推進するとあるが、「資産に磨きをかける」とは、具体策は何かということについてでございますが、情報発信の手法としては、広報さようやホームページなどに掲載することに加えて、急速に発達したインターネット環境や大きく普及しているスマートフォンを利用した取り組みとして、Facebookなどによる最新情報の発信などを行っているところでございます。

ここでいう佐用ならではの資産とは、総合計画の中でご紹介をしておりますとおり、全国名水百選にも選ばれた清流千種川や国定公園や県立自然公園に指定をされております日名倉山、船越山などをはじめとする豊かな自然環境とともに、国指定を目指す利神城や宿場町平福の町並み、上月城跡、三日月藩乃井野陣屋跡、西はりま天文台など佐用町固有の自然と歴史・文化遺産などを指しております。

これら貴重な資産は、これまで先人のたゆまぬ努力によって継承されてきたものであり、これらの資産に囲まれた中で豊かな郷土愛を育むことで佐用町への定住と、資産を活用した交流人口の増加、また、魅力ある移住先として定住につながっていくものと考えております。

ご質問の資産に磨きをかける具体策はどのこととございますが、私たちは、今後もこのような資産を、町が保有する資産を保存・整備し後世に引き継いでいくとともに、地域の方々には地域の貴重な財産として認識していただき、地域の方々と共に、これらを生かしたまちづくりを目指すことでその魅力に磨きがかかるものと考えております。今後も地域とともに、佐用町の魅力発信を積極的に行ってまいりたいと考えておるところであります。

続きまして、5点目の前期基本計画の第1節、若者定住につながる雇用の創出の主要施策、新規起業支援と情報インフラ整備による起業支援を上げているが、この事業の第1次総合計画の検証はということについてでございますが、第1次総合計画の計画期間における取り組みについては、企業誘致や起業・創業支援、学校などの跡地活用による雇用創出施策を実施いたしました。町内全てに光ファイバーを敷設し、佐用町に住んでいても都市部に劣らないような情報環境の整備を行っており、若者が住み、子供を育てるための魅力ある環境づくりを行ってまいりました。

起業・創業支援につきましては、平成28年度末までに、中小企業者新規起業・創業支援事業の補助を受けて、カフェレストラン、また、自動車販売店、食品製造小売店の3事業所が新たに開業をされております。

現時点で新規開業に向けて、商工会が実施する創業塾に参加をし、新規創業を予定されている方が5名というふうに聞いております。

また、業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業を検討されている方10名も創業塾に参加をされており、平成29年度においても、必要な予算措置をしているところでございます。

情報インフラが整備されたことにより、実数は把握できておりませんが、町内を拠点と

したインターネット関連の事業を展開される事業者も出てきております。

続きまして、6点目の若者の定住に、生業の確保と生活できる所得の保障が必要だが、これをどう図るのかということについてでございますが、ご案内のとおり中小企業においても人手不足が深刻であり、売り手市場にもかかわらず求職が下回っているのが昨今の現状であります。

こうしたことから、兵庫県においては、事業所に対して事業所が負担した奨学金や面接のための交通費、Uターン就職者の転居費用の補助制度を創設するなど、県内への就業支援を図っているところであります。

こうした背景には、所得水準の向上や高学歴化の進展による都市部への流出が大きく起因しているところで、佐用高等学校の進路状況からもそれが伺えます。現在、佐用高等学校全生徒の半数以上が町外から通う生徒であり、町内の生徒の多くは進学し、進学先で就職する流れとなっているのが実態でございます。

平成28年度の進路状況は、卒業生210人余りのうち、約6割が進学、4割が就職で、佐用町内事業所への就職者数は12名、うち町内出身者は9人とわずかでございます。進路指導の先生に伺っても、町内事業所の給与体系が特に他と比べて劣っているわけでもなく、求人は増えている状況にもかかわらず町内への就職が少ないというのが現状のことであります。

ご質問では、生業の確保ということですが、このように機会はあっても求職に結びつかないという現状がありますので、町におきましては、もっと町内企業へ関心をもっていただくとともに、佐用町への定住を図るため、本年度、佐用町に住み通勤する新規学卒者に対して町内定住就職奨励金制度を創設をし、若者の就業支援に取り組みを始めたところでございます。

今後は、さらに商工会とも連携して、町内事業所の仕事発掘と積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の町全体の所得を引き上げを図るための地産地消の推進などによる、経済循環の為の、仕組みづくりについてでございますが、地産地消とは、その地域でつくられた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方にもとづいて、輸送費用を抑え、地域の食材・食文化への理解促進、地域経済活性化、食料自給率のアップなどにつながるものとして、今、推進をしております。

しかし、地産地消では、町外からの所得を増やすことではありませんので、町全体で見ると、所得の引き上げには、これは、つながりにくいというふうに考えます。

町内では、自家消費作物の栽培をされる農家も多いので、自家消費以外の余剰作物を譲渡したり、それでも余る場合を、廃棄されたりしている状況が多くみられます。そうした譲渡されたり、また、破棄されている、そうした作物を直売所などへの出荷にまわされずと、農家所得の向上に少しでもつながるのではないかと考えますので、直売所等への出荷の働きかけを支援をしております。

また、現在2年目を迎えた帰農塾では、本年度の課題といたしまして、農産物の直売所での販売体験を盛り込んでおり、減少傾向にある農産物出荷者を少しでも増加につながるよう、きっかけづくりに取り組んでいるところでございます。

今後、農産物の栽培が、農家の所得アップにつながるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご協力賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、8点目の近隣自治体連携軸、広域連携軸の方針として、県道などで生活圏の連携、定住自立圏で取り組む事業の推進を上げているが、宍粟市との連携を図る上で本郷谷と山崎をつなぐ県道の整備が必要ではないかということについてでございますが、現在、三日月地域の本郷谷から山崎町青木地区につながる県道433号塩田三日月線につきまして

は、東本郷の集落間については2車線での改良が完了をしておりますが、集落を過ぎた改良済みの終点から、宍粟市との町域まで約320メートルの間が未整備区間となっており、風倒木の影響等により通行不能状態となっております。

広域連携等の観点から県道の整備は重要と考えておりますが、現在、県において、志文谷から山崎町葛根地区へつながる県道154号千種新宮線の改良を進めていただいております。町としましても、まず、それらを優先的に要望をしていきたいと考えております。

また、隣接する宍粟市との協議も行われていないことから、西播磨県民局光都土木事務所に確認をいたしました。今後の具体的な整備計画には、当面の具体的な整備計画には入っていないというふう聞いておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、長くなりましたが、それぞれご質問に対するお答えとさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 最初の少子高齢化の現状、佐用町でも、戦後ずっと、そういうふうに向き合ってきたということですが、その中で政府がやられる政策については、あまり町長についても成果があまり見られないということですが、それ自体を変えなければならない。島根県の研究センターの中で言われているのが、今までは、規模の経済を支えてきた設計原理があると。大規模・集中・専門化・遠隔化の4つで、この社会がなってきたと。

そうした大規模で、集中かつ専門化した機能を近隣で捉えることは無理です。供給は遠隔化しても大規模で集中的な生産が特定の分野に専門化すれば経済は成り立っていった。こういうふうなことで、大規模化、集中化、専門化、遠隔化、こういうような経済の成り立ちで、今までなってきたと。そのひずみというか、それをもって、少子高齢化も全国的に進んで、集中できないところについては、人口が減ってきたというふうな分析があるのですけれども、ですから、それに対抗するためには、循環型社会に切りかえることが大事だという提案がされています。

規模の経済は地域内外や分野間のつながりを分断して、ひとり立ちを目指すものでした。

これからの循環型社会における経済では、小規模・分散的な機能を複合化して、近隣循環させるつながりが鍵となると、こういうふうな政府のほうでも、それこそ姫路市を中心とした中核都市とか、それから播磨の自立圏構想なんかにしても、ある程度、東京一極集中はあるのですけれども、兵庫県内の中でも姫路市に、ある程度集中させるとか、いまだに、そういう方針が政策というふうになされているのですが、今言われたような、言ったような、佐用町においては小規模な地域であっても分散して佐用町の中でも13協議会の中、それぞれに分散した機能の連携、そういうふうなことに、そういう根本的な姿勢が、私は、必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう地域の生活を維持していくために、当然、生活圈と言われる範囲、この中での集約化という、このことは、これまでも当然、一方では進められて

きているわけです。

ただ、日本の例えば経済、社会構造の変革というのは、大きな流れは、1つはその原因として、私はエネルギー革命だと思うのですね。

これ中山間地、山林なんかの荒廃をしてしまっているのは、エネルギーが全く石油とかガスとか、そういうものによって変わってしまっていて、そして、電気、山林等の資源というものが、即、エネルギーとしては使えなくなる。価値がなくなってしまう。そのために土地が、価格が下がってしまう。それから農業についても、こうした世界的な流通の中で、どんどんと輸入をしていくという経済構造ですね。こういうことで、社会構造として日本の国というのは、当然、資源がない国ですから、多くの貿易によって、国の経済というものが成り立っていく。そのためには工場、いろんな物を加工して輸出すると、いろんな工場製品を生産して、そして、日本が経済的に外貨を稼ぐという構造ですよ。これが、どんどん進む中で、当然そこに必要な人員、人もそうしたところへ、工場のほうへ、どんどんと人が流れていくという、これは、まあまあ、そういうことで、1つの経済構造の中で、経済と社会構造の中で、ちゃんと、そういう問題が、そういう状態を踏まえて今の構造が成り立っているのだというところは、見ていかなきゃいけないと思うのですよ。

ただ、そうは言っても、その中、地域の中、人口減ったとしても、そこに生活をする方々はいらるわけで、その生活をする、何を糧にして、そこで生活をしていくかと。

それには、そういう人たちの生活圏の中で、そうした地方に進出してきた工場に勤めたり、また、そこで行われていく、いろんな公共事業とか、そういうものに従事したり、いろいろと経済の中で、それぞれが、これまで生活を維持してきているわけです。

ですから、やはり今、言われるように、そうした大きな日本の流れと同時に佐用町の中でも、また、それぞれの地域、地域に集落があって、そこでの生活を維持する。最低の生活をしていくための条件というものは、ちゃんと整えていかなければ生活ができないわけです。

ですから、それは教育であり、また、今、福祉施設であったり、買い物であっても佐用にも、例えば、こうした時代の中で、ショッピングセンターができたり、それぞれ買い物の形態構造も変わってきていますから、そういうものも必要な今の社会の中で、私は、必要なものの中で、生活が成り立っているのだというふうに思っております。

ですから、定住圏、また、中核都市としての姫路を中心としたこれらにおいても、佐用町だけで全てのものを完結するようなことは、これはできない。やはり、近隣の市町との、そうした、いろんな役割分担、地域との生活圏の中での役割の中で、佐用町がどう役割を果たしていけるか。佐用町の特色というのは何を出していくか。こういう中で、今、そうした定住圏の圏域というものも考えているわけですし、中核的な中核都市圏である姫路市を中心とした、そうした取り組みも1つは、そういう考え方ですけども、しかし、これにおいても、やはり、そちらのほうへある意味では、いろんなものが集中をしていくという、集中という、そして地域にあったものがなく、また、そこへなくなって、そこへ集中していくという、そういう動きは、これあるわけですから、なかなか、そうした今の時代の中で佐用町の地域、その全部が、これまでどおり、ずっとそれを守っていけるかという、当然、それは守っていきません。

ですから、今、地域づくり協議会なんかで、地域の課題は何か。地域の取り組みは、必要なことは何かということで、先ほどの農業の話でも、やはり地域で今後、今の時代の中で取り組む方法を工夫していかざるを得ない。それが、やはり政策であり、今後の取り組みの大事なことではないかなというふうに思います。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 先ほどの答弁の中で、地域づくり協議会の中で、自覚というか、それも大切だと言われたのですが、ちょっと、私調べたのですが、平成18年から、この29年、直近の29年3月、18年の3月末と、それから29年の末の人口、地域づくり協議会ごとに調べたのですけれども、どういう、それぞれの課題があると思うのですね。

ですから、人口が1つの指標にはなると思うのですけれども、それによりますと、佐用地区が減った、どれだけ減ったかだけ言いますはね。

佐用地区については、89パーセントになっているのですね。それから、長谷地区が85パーセント。平福地区が75パーセント。石井地区、海内、それから桑野も入れてですけれども、石井地域が74パーセント。江川地区が79パーセント。旧佐用町では83パーセントになっているということですね。

それから、上月で幕山地区は83パーセント。上月地区が79パーセント。久崎地区が75パーセント。上月全体で、旧上月では78パーセントになっているということですね。

それから、南光地域は、中安地区が79パーセント。徳久地区が82パーセント。三河地区が78パーセント。旧南光では80パーセントになっているということです。

三日月は、2つ。地域づくり協議会では1つですけれども、三日月地区で82パーセント。大広地区についても82パーセント。ですから、旧三日月では82パーセント。こういう人口、18年と比較して、そういうふうになっている。

先ほど、言いましたように、開きがありますけれども、一番人口が減っているのが石井地区なのですね。それから、平福地区。それから久崎地区と、そういうふうな減っているような、それぞれ地域によっても、こういうふうな人口だけで分析してもなるということもあるのですけれども、ですから、先ほど、島根県のようなデータも必要じゃないかというふうな、人口だけじゃなしに、その地域のどんな方が住んでおられて、どんな職業に就いておられて、どんな地域の医療の状況とか、医療の必要な人の状況はどんなか。そういうことも調べた、データとしてそろえた上で、それで、地域づくり協議会の中で情報を共有して、地域づくり協議会ごとに、こういうふうな、現状がこうだから、こういうふうになっていきましょう。人口対策だけじゃなしに、その地域づくりの課題としてどんな、今現状はどうなんかいюことは、私は、これは必要だと思うのですけれども、統計なんかでも調べて、島根県みたいに、きっちり、そういうふうな詳細なデータではなしに、ある程度、そういうふうな住民の方にも説明できるような、情報が共有できるようなデータが、私は、必要ではないかと思うのです。

それは、統計上、さっき町長が言われたような統計からも、そういうふうなのわかんとお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こうした人口なんかは、もう既に、すぐ統計的にこうして出るわけです。だから、その統計で見て、やはり、だいたいこういう状態になるだろうなという予想どおりの状況ですよ。それは、私たちの町であると、ほとんど目に見えるといいますか、状況が、やっぱり目で確認ができる部分が多いと思うのですよ。

石井地区の人口が、これだけ減っている。しかし、佐用の町の中には、近くには、まだ

まだ今、若い人たちの住宅、家が次々建っている、その方々の、また生まれたところ、出身というのは、海内や石井とか、そういうところの方が非常に多い。そういうふうに見たり、直接確認してわかることが数字の上でも実態として、はっきりしていますから、それはお互いに、これは共通認識ができることではないかと思えます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 島根県の人口分析と、それに基づいた予測プログラムみたいなものがあるのですが、それに当てはめる条件としては、望まれる条件として、まず1つが住民にもわかりやすいと、町長言われた、それ、目で見えてわかると言われるんですけども、先ほど言いました交通、買い物、それから福祉・医療、暮らし、農林・漁業、その農林についても、商業についても、その商工業の産業データについても、それはやっぱり見ただけでは、わかりませんから、それも調べた上で必要だと思うんですけどもね。

住民にもわかりやすいというのは、地域への定住や地方創生の主役は、当然ながら住民ですから、このままいけばどうなるか。どのくらい改善すればよいのか。具体的な数字が出てくる仕組みを含めて、住民が理解できるようにしなければいけないと。一番目に、こういうふうな予測プログラムの機能としては上げているのです。

それから、小規模な地域にも対応できるような、人口分析が必要だと。

小さな地域でも使用できるものでないと、定住を受け止める基礎的な土俵は、それぞれの地元ですから、人口が数百人程度の小規模なコミュニティにおいて現状が分析され、具体的な対策を示すことができる。

それから、最新のデータより更新可能なことが必要です。どんどん更新できて、定住状況は、毎年のように変わるから、その動きを素早く反映させて、機動的な対応を促すプログラムが要ると。

そして、それに対して処方箋が必要だと、では、どのくらい、どうすればよいかという具体的な処方箋を出す。そのための人口分析なりプログラムが必要だということになっておるんです。

地域で、そういう課題も共有する中で、地域の説明するという面でも、やっぱり現状の、そういうふうなどうなっているか、データ化は、私は必要だと思うんですけども。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 大学なり、そういう先生方が、いろいろと研究として分析をされたりというようなこと、それが、データの上では明確になってきて、こういう現状、実際があると。それに対する処方箋がどうだというような、これは理論的には、いろいろと出せると思うのですね。

しかし、私は、そういう理論とか、データとか以前に、そこに住んでいる方が、私は、一番よくわかっておられると思うのですよ。なぜ、じゃあ、例えば、石井、奥海の方が、佐用のここに家を建てられるか、そこで生活される方にとって、子供たちが通学する。また、毎日、自分が仕事に出る。通勤する。それは、そこに、それは交通として、何も、例えば、そういう地域に学校があり、また、勤めるところがあり、そうすれば、それは別に

そこで生活が全てのものがそろえば、できるのかもしれませんが、それができない。やはり毎日のこと、自分でそうした生活をされている中で、やはり家を新たにつくって、自分の家庭をここで築くためには、やっぱり、そういう全体見て、そういう便利なところ、いわゆる便利なところに建てられる。

だから、それは決して、データがどうだとか、分析したからどうだじゃなくって、そこに住んで生活していった人、そういう方々が実態として一番よくわかっておられるということだと、そういうふうに私は思っています。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 生活しておられるのだったら、それを住民の方がよくわかっておられるのですけれども、ですから、人口減少については、では、どうすればいいんだというのは、やっぱり、それはデータで必要で、ほな町長、現状は、地域の方、よくわかっているのですけど、では、どうすればいいんだというのは、どういうふうな提案、地域の方にされるのですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、どうすればいいかということまで、町が全て対応ができないという、このことは、今、言いましたように、学校は、学校友達が、これだけ児童数が減れば、そういう環境整えるためには、学校の統合ということも、それは子供を持つ親にとっても、子供にとっても、これは必要だと。だから、そうして学校についても、そうした統合もしてきましたし。

ただ、そういう中でも生活をされるためには、どういうところにあっても、町としては、そこで生活するための最低のことは町行政としては、保障しなきゃいけない。それは、道路、水道であり、それから、例えば、生活排水の下水道等についても、そういう環境をきちっと提供していくということ、通信であり、電気であり、道路についても、少なくとも、ちゃんとそこで今の自動車で皆さんが行き来するわけですから、幾ら道路、来たり、その距離を縮めるわけにいかないですから、それは、皆さん方に判断していただかなきゃ仕方ないのですけれども、町としては、そこで生活ができる最低限の少なくとも公平な行政サービスを行うと、それは保障するという、これが行政の責任です。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） それは、基本中の基本で、やらなあかんことで、ですから、整備するのは守りのほうで、人口を増やしても、責める部分には、私はならんと思うんです。

町長言われるように、これ基本的なことですから、それがないと生活できんことですから、基本的なことをするのは、当たり前なこと、ですから、人口対策、定住対策として、中で聞くのは、ですから、どういうふうにしたらいいんですかということで、地域の方も、

そういうふうな共有化が必要だと思うのですけれども、ひとつ進んで、町職員の行政に望むことではございますけれども、島根県の例で言いますと、行政に望むこととして、UIターン者が安心して定住するには行政側のバックアップが欠かせない。呼び込むだけでなく、その後のフォローもしっかりして、特に居住の購入や賃貸に際して、都会のように民間業者が入ることは少ないので、行政が間に入って取り持ってくれる。田舎の人は土地に対する執着が強く、自分たちで管理できなくなっても、貸すことすらしたがる傾向にある。その結果、空き家や耕作放棄地が増えてしまっているが、地域のためにもやる気のある人に提供するようにしてほしい。

また、集落や行政全体で、そういう仕組みになるように意識を変えていく必要があると思う。島根県の研究センターのほうでは、こういうふうに行政に対して望むことというふうに上げているのですけど。

やっぱり職員配置、複数の職員が、今、町長は地域づくり協議会を担当していると言われましたけれども、その職員だけで、地域づくり協議会それぞれの特色がある中で、複数担当する中で、この1つ1つのそれが対応できるのか。それにしても、複数を担当させるにしても、定住に関しては専門的な地域マネージャーみたいな職員が、私は要るのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、お話のような移住される方へのいろいろな情報提供とか、また、支援、これも佐用町としても、今、空き家バンク等の制度もつくり、また、移住、そうした方への支援についてもやっている。これは、いろいろな、たくさん、ほかの例も次々と勉強しながら担当としても、いろいろと制度もつくりやっております。

ですから、地域づくり協議会だけで何も動いているわけではない。町が全体としては、そういう政策、全体の政策を、いろいろと工夫して進めていくということです。

それから、佐用町におきましては、当然、今、ご存じのように、ありますように、それぞれの支所というものを配置しておりますし、少なくとも距離的なものを見ても、邑南町というのは、もうちょっと400平方キロ、もっと大きいと思うのですけれども、そこを例にお話になりますけれど、それは、そのやり方、公民館活動というような形で以前からやってきた職員3名。職員3名と言っても正職員は1人と、それは同じように公民館長とか臨職置いて、今、地域づくり協議会においても、私ここはセンター長を置き、その中で、もっとそれを進めていくために自治会というものが、みんなが集まって自治会長が会長になるとか、いろいろな、その地域に、私ここは佐用町は佐用町なりの方法で進めております。

それから、この支所においても、当然、そうした活動についても支援するところは支援を一緒に分担しながら支援をしておりますし、だから、1人の人を専門的なコーディネーターを置けば、どれだけことができるかというのは、それはやってみないとわからない部分がありますけれども、地域づくり協議会10年間、こうして活動もいただいておりますけれども、地域の実態というのは、それぞれが状況は、お互いにそこに住んでいる方は、一番よくわかっておられますし、こちらも地域の課題というのは、なかなか、どうしたらいいかという解決策はないにしても、少しでもこういう問題、非常にこういう問題が、一番その地域にとって、大変厳しい状況だという、その認識はお互い持っていますから、その中で、今できることを、一生懸命いろんな形で、皆さんが年間いろんなスケジュールをつ

くったり、なかなか計画をつくってやっていただき、それに対して町もかなりの支援金、交付金を交付して、それをうまく活用していただいております。

ですから、私は、こういう活動に町がこれだけのお金を、いろんな形で出しているというのは、お金の問題ではないですけれども、やはり、そういう経済的なお金の活動費というような問題については、かなりの他の市町が、いろいろな、詳しくは知りませんが、ほかの市町と比べても、そうした活動については、かなりの支援をしているのじゃないかというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 実際に、どういう人を具体的に、その地域で支えを、全体のをしてもそうですけど、地域でどういう人を来てほしいか。移住を推進するかということも考えなければならないと思うのですけれども、多くは、先ほど、町長も言われたように、高校を卒業したら、すぐ出てしまう。若い人の定着が少ないというのが、1つの大きな町長も、そういう人口の減少の要因だと言われているのですけれども、でしたら、若い人の定住を目指していくのかということもあるのですけれども、多くの中山間地域、佐用もそうですけれども、20歳前後の域外流出を前提として、その後の子育て世帯を、その部分をいかに取り戻すかが重要な人口維持戦略になると。こういう、町長も、そういう認識だと思うのですけれども、つまり20代後半から30代前半にかけて、結婚して子供が1人できたような若夫婦がどれだけ子連れでUターン、Iターンしてくるかに地域の存続がかかっていると。

1つは、そういう若い世帯を目指した移住定住を促進するということがあります。

もう1つが、60歳前後、いわゆる定年帰郷というふうなのがあるのですけれども、つまり退職した世帯が老後を田舎で暮らそうとする。2010年に団塊世代が全員60歳になった。近年定年帰郷が目立つ地域も増えている。地域のコミュニティや事業組織の中心になって活躍される定年帰郷も考えられると、こういうふうな2つがあるのですけれども、私は中心は、やっぱり定年帰郷、佐用町におられた方が定年して帰って来られるというものもあるのでしょうけれども、やっぱり人口を増やすということでは、若者に、重点を置いたUターン、Iターンの施策が重要なと思うのですが、その点は、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やっぱり、それは実現、実際にできれば人口を増やせる。

若い人たちが子供を産めば、それだけ若い次の世代が生まれて増えていくわけですし、これは当然のことだと思います。そういうことを望んで、それが、そういう若い人たちが移住していただけるような環境をつくっていきたい。そのために、先ほど申しましたように、いろいろな子育ての施策も行っているということでもあります。

ただ、そういうよそから来ていただくということも、それはできれば、それがいいことですけれども、しかし、それ以前に、地域で今、一番人口減少の大きな原因、要因になっているのは、若い人たちが出ていくと同時に、残った若い人たちが結婚がなかなかできないというのか、されていないという、こういう問題も非常に大きい問題があるわけですね。

ですから、若い世代、結婚されて夫婦で、新しい家庭をつくってという、それは理想としてはありますけれども、やっぱり現実としては、なかなか、実際に家の仕事をしながら、また、外へ勤めに行って、そういう人でも、まだ、結婚をされていない。そういう人たちの支援、何とか。それを、結婚しないと、その人たちも、また、次の世代というのは望めないわけで、そういう1つだけではなくて、佐用町においては、そうした若い世代、そして、当然、定年を迎えられたような佐用町で生まれて外に出られた方がUターン、帰って来られるというような方、いろいろな方がいらっしゃると思う。そういう方が少しでも、もう一度佐用町の中で、しっかりと佐用町を支えていただけるような形で、ここに住んでいただけるという方法、そういうことを全て、いろいろな多方面から支援をしていかなきゃいけないし、政策をとっていかなきゃいけないということはあると思います。

ただ、一番結婚の問題というのは、やっぱり私は非常に問題、厳しい、大事な問題であり、そのために、ああして結婚の相談員、支援員等も配置をしながら、いろんなところでも高齢者の会とか、いろんなところでも結婚の、いわゆる昔でいうきっかけ、仲人等して、少しでも、そういう人が結婚できるようにしていただけるように、みんなで、そういう努力もしていただきたい。務めをしていただきたいということもお願いをしているところです。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 町長言われるように、町としても、そういう対策も、政策もとってやっておられるわけですけど、それを発信するということもあるのでしょうかけれども、実際にやる上では、先ほど言いましたような地域マネージャーみたいななんも、私は、やっぱり必要ではないかと思うのですね。

何度も言いますけれども、島根県邑南町、これが子育て日本一、議会でも視察に行きましたけれども、ということと同時に、それから、子育て日本一、3本の柱があって、これは、子育て日本一の守りの政策だと。

それから、農業のクラブ、農業の地産のレストランみたいななんもつくる。それ攻めの農業でつくった農産物を、そういうレストランで使うというふうなこともつくられているそうですけれども、その中で、やっぱり、そういう中心になって事業をやられるというのは、やっぱり1人、そういう人がおられるんですね。

ですから、そういうふうなことも、邑南町で地域マネージャーを募集、ポスターもして、そういうこともやられているようです。

桃源郷をつくろうということで、天国に一番近い里に暮らしながら、「農あるクラシ」と「能あるシゴト」、「のう」いうのは農業の「農」と、それから頭の能力の「能」、あるシゴト、新しい田舎づくりをしませんかと呼びかけて、高齢化率9割以上の集落ですね、9割以上が高齢化の集落がある。天国に一番近い里として、この7、8年かけて耕作放棄地を美しい花桃の里に変えていった、こういうふうな実績もある。

ですから、私、いろんな政策もそれは必要、町長のやられているようなこともやってみないとわかりませんからやるということもでしょうけれども、これを実際に実効性のあるものにするのは、やっぱり中心的な地域政策マネージャーみたいな方が、これに特化したような定住対策に向けたマネージャーは必要かと、私は思うのですけど、再度どうですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 島根県の邑南町、非常に高く評価されて、こういう活動がされている。それに、習ってということをご提案をいただいておりますけれども、私も邑南町も行ききました。

子育て日本一と言っても、やっておられる政策としては、それほど、そんなに変わったことでもありません。

〔金谷君「そうです。そうなんです」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 農家レストランについてもそうですし、それによって、ほんなら人口がどんどん増えていくというわけではありませんし、ただ、一生懸命やっておられることは確かです。

だから、佐用町においても、当然、地域マネージャーのような人を採用すればできるかという、それは、そこに入っていて一緒に活動するといっても、これまで地域おこし協力隊員を入れても実際に、今現在も、そういう協力隊を募集してやっております。そういう成果もこれから何とか、少し上げていって活動していただきたいと思っておりますけれども、なかなか1人の人が、それは一生懸命1人がリーダーいなければいけないということは、よくわかるのですけれども、じゃあ、そうかと言って、その人が1人で入ってやって、じゃあできるかと、全てができるかいたらそうでもない。

その邑南町は邑南町としてやっておられる中で、佐用町が佐用町として、そういうところも見習いながら、佐用町としての独自のそれぞれの取り組みをやっていくということ、このことが大事だと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 県の政策として兵庫県の地域創生という、兵庫県が出している地域創生戦略ありますけれども、その中で移住については就職支援、首都圏等でのUJIターンなどを通じて、企業説明会などを通じて、兵庫で就職を目指す若者と魅力的な県内企業との出会いの場を提供するとか。

就農支援、林業従事者のほか、森林セラピーや狩猟・ジビエ活用など幅広く森林に関わる人材を育成する兵庫県立森林大学校を開設する。

園芸ハウス、牛舎、高性能林業機械、漁船などの貸し出しなんかもやっているというあれなのですけれども、そういうふうな、町でも、それと同じようなこともやられているのですけれども、これ県としても、こういうふうな施策として上げられておりますけれども、それは、実効性があるかって、とりあえずは、そういうふうな事業をやっていますよという感じで、ほんまに真にこれを活用するためには、多少、職員もこれについて情報提供なり、それはもっと、私は、邑南町は、いろいろ佐用町と同じことをやられて言われますけれども、それなりに同じことをやっっているながら、やっぱり成果は上がっておるのですね。

ですから、そういうふうな中心になる職員も、私は要るかと思うのですけれども、この県の移住対策、それから起業についても、県ではこの地域創生戦略の中に上げていますけれど、企業の支援。それから、産業立地条例に基づく立地支援とかありますけれども、これ

についても町としては一緒にやると言えば、それは当然のことでしょうけれども、実効性のあるような県の施策に対して、どういうふうな態度で臨まれるのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 企業支援なんかに、県のそうした制度をつくっていただいて、先ほど、ほかの議員さんのお話、質問にもお答えしましたけれども、今、創業塾とか、そういう形で商工会で皆さん来ていただいて、既に町にもそういう県と連携した制度をつくって新規事業を応援して、ああしたカフェとか食品の加工施設、工場、お店つくってもらったり、今、県の制度を使って新しい小売店、パン製造とか、そういうものをつくる場所の開店をするとか、そういうことも、今、取り組んでおりますから、そういう成果は、当然、取り組みによって成果は上がっているというふうに思っておりますし、それから、先ほど、林業機械なんかのリースとか、なかなか1つの林業高性能機械、1,000万円、2,000万円しますから、それを県が購入して、今、森林組合の県森連を通して、それを、それぞれの組合なり林業業者が借り受けるという形、これも既に、実際に佐用町では、そういうリースはしてませんが、そういう話は、当然、そういう関係者のほうには伝わってやっていますし、それぞれ、うまく、そういう制度を活用して、少しでもそうした事業なりが進展するように努力はしておりますよ。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 進展するような努力はする。それは、そうなんです。政策も上げている以上、そういうふうになると思うのですけれども、町としても、これに重点的に、移住対策については、就労支援はこれだというふうな、町のほうからの提案も私は必要だと。

制度としては、こういうのがありますよということではなしに、基本的には、それも大事なのですが、それ以上に、町としては、こういう事業を推進したい。1つは、まなび舎農園みたいなこともあるのでしょうか、もっと起業…、まなび舎農園については、あれは成功例として町内に広げていきたい言われますけど、ほかの農業でやられるような起業、それから、ほかの産業立地条例に基づくような、そんなんに基づいて、こんなことを町としてはやりたいんだというような、その提案も、町側からの提案も私は必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 1つは、いいけども、ほかもっともっと、要求を次々と言われても、1つすることも大変なので、先ほど言いましたように、そうした創業支援なんかに、いろいろな業種があります。だから、そういう資源を使って、そうした規模、何かをやってみたい。事業を自分でやっていきたいという、これ今、商工会のほうの、そうした自分のほうにも既に5名募集してきておられるということを知っておりますし、ま

だ、事業を転換したいと、今の事業から、今の時代に合った新しい事業に転換したいということも、10人ぐらいの希望があるというふうにも聞いておりますし、だから、そうした、やはり方々のニーズを捉えて、きっちりと今、県なり国なり、それから町がつくった制度、うまくそれを活用していくという、このことは、町としてもしっかりやっているつもりです。これをやってくださいという何か上げて、金谷議員言われるように、若い人たちの所得まで町が保障してというようなことができないというような、こんなこと、それは当然できません。やっぱり、その人たちの、皆さん、最終的には自分の自己責任の中で努力をしていただくという中で、はっきりと、これをやれば、それだけの収入が確保できますというところまでは、これはできませんから、そういうことが、いろいろと努力によってできる可能性というものを、町がつくっていくということではないかと思えますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 最初の質問は、私は、生業と所得の保障。保障するということではなしに、ですから、そういうふうな地域内の循環でやって所得もある程度、全部を保障するのじゃなしに、島根県なんかでも、全部それで仕事でやるというわけじゃなしに、バイトみたいなので、ほかの所得の収入先もあると、そういうふうなこともやっておられるのですね。

ですから、移住して来た人全部が、その佐用町内で仕事を持ってやられるということではないのですね。

移住して来られる方は、所得を得ようと思ったら都会におったら、それでできるのですから、移住される方は、田舎暮らしというのか、農村で暮らしたい。それは、所得下がってもやれる。生業としてやっていけるようなことです。ですから、全部移住して来る人の所得を保障するということでの質問ではないのですね。

地域内循環で、地域内の所得も上がるしということなのです。

所得の循環ということでは、ある程度、先ほど、小林議員の中でも農業の問題で地産地消の問題もありましたけれども、島根県の浜田市いうところがあるのですけれども、その弥栄自治区いうところがあるのですけれども、そこで調べたら、農産物は、加工品の種類は100種類を超える。それから、食品の種類は米やみそでつくる人にも違う品目になるから、こうふうな加工品については、集計するに4,508品目にもなる。

それから、野菜なんか240種類の栽培加工品目が生産されている。99種類だけが販売されている。ほかの141種類は自宅で消費されるか、ご近所へのお裾分け。

こういうふうな、いろんな産物もつくられている中で、地域内で、それが循環していくということ。全部地産地消でやっていくということではなしに、ほかからも入ってくる物もありますから、だから、そういう、なるべく地域内で循環するような社会をつくって行って、移住者の方も受け入れやすい。そういうふうな循環型の社会をつくって行ってはどうかという提案なのですけれども、その点は、町長、先ほどの小林議員の質問にも関連してくると思うのですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 循環型と言われるのが、私も所得の循環とか、生活される上で、循環じゃなくって、シェアをして、いろいろな仕事を1人の方が仕事に実際に就いて、それによって全体の所得というものを確保していくというような話なのでしょうか。

それが農業であり、また、製造業であり、商業であり、だから、その1つだけでは、農業だけでは生活ができないから、例えば、地域の製造業なり、そういうところ、また、飲食業、そういうところでも仕事をしてというような、そういうことを担当者のほうがお世話をして、皆さんが、それぞれが生活ができるような状況をつくれということなのですか。

ちょっと私は、循環型の、その所得というのが、ちょっとわからないです。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 所得戻しの重点部門ということですよ。

益田圏域で、島根県ですけれど、何べんも言いますけど、町内で消費している分と、町内で買う分というふうな物があるのですけれども、産業別の域内需要額と域内調達率を比較とあるのですけれども、町内で買っているのが一番大きいのが商業。それから次いで食料品、電気機械、石油など、この町外で買っているのも町内なるべく消費しましょうという、そういう循環なんです。わかりますかね。

ですから、域内循環を高めて所得を取り戻すと。町外へ出ておる消費については、町内で買しましょう。循環しましょう。それによって、町内の所得を伸ばしましょうと、こういうことなのですよ。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その一人一人の個々の実際の所得というよりか、それは最終的にはそうなるのでしょけれども、マクロ経済というのか、町全体の中で、今、国と国との話みたいで、町内で生産した物を町内で消費して、今まで町外で買っていた物を町内で買ったら、それだけ町内の経済が、ある程度活性化するじゃないですかという、そういう経済としての、経済論としての話はわかるのですよ。

でも、それは最終的には、それが個人個人の一人一人の生活にも幾らかは、当然、かわってくるのですけれども、ただ、それによって、じゃあ移住した人、してきた人が、それによって生活が保障されるかどうかというようなことには、なかなか、はっきりとした、それこそ机上の話はできますけれども、実態として、そういうことは、私は、自信を持って言えるようなものではないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 町域内、域内で、佐用町とよく似た、島根県は山間地が多いですから、そういう中の平均的なところを見ますと、どういうところで、所得を得ているかとい

うデータもあるのですけれども、一番多いのが医療、保険、介護の部門が一番、仕事に携わっている方が多いということなのですね。次いで建設業です。それから商業。次いで多いのが公務員の教育研究ぐらいの順番になっているのですけれども、ですから、医療、介護のところ所得を得ているいう、こういうふうな、どういうふうな町内で所得を、仕事をしておられるかというのが、1つのデータとして、私、これなると思うのです。

佐用町全体として、こういうデータも、私、先ほど、一番最初の質問に戻りますけれども、そういうデータも必要で、それを地域ごとに地域づくり協議会ごとに、そういうふうなんも、私は、必要で、基礎データとして、地域づくり協議会をどういうふうにしていくか。町民の方、地域づくり協議会、それぞれの地域に住んでおられる方との情報共有面では、そういうことも必要ではないかと思うのですけれども、再度、どうですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今回の町民の皆さんの所得の中で、割合という、今言うように、医療、介護とか、これは佐用でも一緒ですよ。

[金谷君「そうです。一緒です」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） それにあと、建設業であり、あとは地域の中で公務員だとか学校の先生等の、そうした公務員とか、それは所得の割合、人数見ればはっきりわかりますし、そういうものが地域づくり協議会の中のデータとして必要かどうかという、そういうことは、私はあんまり。経済の実態がこうだというのは、本当に、佐用町のような中で、大きな工場なり企業なりがない中で、今、働いておられる方、それは一人一人の方が病院に勤められたり、介護施設に勤められたり、福祉施設、そういう人数が多いのは、十分にこれは皆さんわかっておられるし、そういう雇用の先というのは、そういうところが逆に人もいないというような実態ですし、そういう私は、データまでがなければ、何か、きちっと方針を決めて、計画を持って、そうした地域づくりができないというようなことでは、私はないと思いますね。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 私、その計画立てる上では、どういうふうな、わかり切ったことであつても、実際、調べたら、どういうふうなことが現状が問題か、それについては、対処して、どういうことが必要でということ。それは、定住対策だけじゃなしに、まちづくりの上でも、私はこれ大事だと思います。

ですから、そういうふうな、きちっと科学的なデータも必要だと思います。

職員なんかも配置して、そういうふうな重点的な施策に取り組むことも、私は必要だと思うのですね。そういうことを求めて質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了し

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。  
次の本会議は、明日6月9日、午前10時より再開します。本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時30分 散会

---